

令和3年第4回定例会

新十津川町議会定例会会議録

令和3年12月15日 開会

令和3年12月17日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和3年第4回新十津川町議会定例会

令和3年12月15日（水曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
 - (1) 事務報告
 - (2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
 - (3) 例月現金出納検査結果報告
 - (4) 定期監査結果報告
 - (5) 随時監査結果報告
 - (6) 一部事務組合議会報告
 - (7) 議員研修報告
- 第5 委員会への付託の報告
- 第6 行政報告
- 第7 教育行政報告
- 第8 請願第1号 燃油等の価格高騰対策及び国の農業予算や運用変更に関する請願
- 第9 報告第12号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について
- 第10 議案第58号 新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定について
(内容説明まで)
- 第11 議案第59号 新十津川町スクールバスの住民利用に関する条例の制定について
(内容説明まで)
- 第12 議案第60号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第13 議案第61号 新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第14 議案第62号 新十津川町住宅耐震化等促進条例の一部改正について
(内容説明まで)
- 第15 議案第63号 令和3年度新十津川町一般会計補正予算（第7号）
(内容説明まで)
- 第16 議案第64号 令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
(内容説明まで)
- 第17 一般質問

◎出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

◎欠席議員（1名）

1番 井向一徳君

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 窪田謙治君

◎開会の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さんおはようございます。新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が解除されて2か月余りが経ちました。ようやく町議会定例会の開催のお知らせのチラシを折り込んで行うことが出来ました。ただしその一方で、ウイルスの新たな変異株の出現やワクチンを2回接種したにも関わらず感染してしまうケースも出てきております。

引き続き、マスクの着用や手指の消毒など感染症対策に取り組みながら、町に対する議会の役割を果たすべく取り組んで参りますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、定例会の初日は町民憲章を朗読するのが通例でございますが、これを割愛いたしまして、ただいまから令和3年第4回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎表彰状授与

○議長（笹木正文君） 開議に先立ちまして、報告をいたします。

空知町村議会議長会表彰規程に基づき、町村議会議員として10年以上その職にあった者として、安中経人君及び西内陽美君に対し、10月13日開催の空知町村議会議長会定期総会において表彰状が授与されました。

ただいまより、表彰状を伝達いたしますので、両君は前方へお進みください。

〔安中経人君並びに西内陽美君 登壇〕

○議長（笹木正文君） 表彰状。新十津川町、安中経人殿。

あなたは永年にわたり議会議員として地方自治の振興発展に尽くされました。その功績は誠に顕著であります。

よって本会表彰規程によりここにこれを表彰いたします。

令和3年10月13日、空知町村議会議長会会長、佐々木康宏代読。

おめでとうございます。

〔安中経人君賞状授与〕

○議長（笹木正文君） 表彰状。新十津川町、西内陽美殿。

あなたは永年にわたり議会議員として地方自治の振興発展に尽くされました。その功績は誠に顕著であります。

よって本会表彰規程によりここにこれを表彰いたします。

令和3年10月13日、空知町村議会議長会会長、佐々木康宏代読。

おめでとうございます。

〔西内陽美君賞状授与〕

○議長（笹木正文君） 以上で、表彰状の伝達を終わります。

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、10番、安中経人君。2番、村井利行君。兩名を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（笹木正文君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
報告を求めます。
西内議会運営委員長。

〔議会運営委員長 西内陽美君登壇〕

○議会運営委員長（西内陽美君） おはようございます。議長のご指示がございましたので、去る12月10日金曜日、午前10時から午前10時40分まで、役場3階委員会室で開催いたしました議会運営委員会の会議内容についてご報告申し上げます。

出席者は記載のとおりでございます。説明員といたしまして、小林透副町長、寺田佳正総務課長のご出席をいただきました。

協議結果でございます。

令和3年第4回町議会定例会の会期は、12月15日水曜日から12月17日金曜日までの3日間といたしたいとするものでございます。

日程につきましては、裏面に記載のとおり執り進めたいとするものでございます。

付議案件は、報告1件、条例の制定2件、条例の一部改正3件、令和3年度会計補正予算2件の計8件である旨、総務課長から説明を受けてございます。

一般質問の通告は、3人から4件を受理してございます。

定例会における新型コロナウイルス感染症予防対策につきましては、令和3年第3回町議会定例会に準じつつ、傍聴席の人数制限を解除して実施することといたしましたので、議員各位におかれましてもご理解いただきますようお願い申し上げます。

請願、陳情等の受理状況につきましては、12月9日現在、請願1件、陳情5件を受理している旨、議会事務局長から報告を受けてございます。うち請願1件、陳情1件を所管の委員会に付託することといたし、4件を議長預かりとする処理を取らせていただきました。

以上、議会運営委員会の会議内容につきましてご報告申し上げます。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会期の決定

○議長（笹木正文君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から12月17日までの

3日間といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月17日までの3日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（笹木正文君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査審査報告、3番の例月現金出納検査結果報告、4番の定期監査結果報告、5番の随時監査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、6番の一部事務組合議会報告ですが、中空知広域市町村圏組合議会、滝川地区広域消防事務組合議会、石狩川流域下水道組合議会、中空知衛生施設組合議会、空知教育センター組合議会及び中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告は、お手元に配付のとおり出席議員から報告書が提出され資料が所定の棚に保管されていることから、これを報告に代えさせていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、7番の議員研修報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

◎委員会への付託の報告

○議長（笹木正文君） 日程第5、委員会への付託の報告を行います。

陳情等の委員会付託について、私から報告をいたします。

本日まで受領した陳情等につきましては、お手元に配付した陳情等文書表のとおり、所管の委員会に付託をいたしましたので報告いたします。

◎行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第6、行政報告を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、令和3年第3回定例会以降における行政報告を申し上げます。お手元に資料を配付させていただいておりますので、主だったものを口頭で付け加えさせて行政報告とさせていただきます。

最初に総務課関係でございます。

まず表彰ですが、永きにわたり国勢調査に従事された岡部恭子様が、統計功績表彰総務大臣表彰を受章され、12月10日に伝達式を行いました。本町における社会貢献活動に対し謝意を表するため、9月15日、町道の舗装を行っていただきました札幌市、株式会社Mz原田様に、10月27日、町道の草刈り及び公営住宅の除排雪作業を行っていただきました滝川市、極東建設株式会社様に、11月5日、町有施設周辺における舗装の補修を行っていただきました札幌市、大同舗道株式会社様に、それぞれ新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈させていただきました。

また、10月8日には、かぜのびの開館10周年を記念し、道産材などを使った木彫刻を寄贈していただいた、彫刻家で本町の応援大使でもあります五十嵐威暢様に、11月16日には、町勢発展に資するため、町に多額のご寄附をいただきました一般財団法人、北海道郵便局長協会様に、それぞれ新十津川町表彰条例に基づき感謝状を贈呈させていただきました。

次に、第6次総合計画の関係でございます。

総合行政審議会及び庁舎内の組織で検討を重ね、目指すべきまちの将来像を「新たな未来へともに歩もう つながる絆 かわらぬ自然と笑顔の町」と定め、計画案が完成し、去る12月7日に総合行政審議会より今後の行政運営の指針として妥当との答申をいただきました。

総合計画案につきましては、広く町民の皆さまからご意見をいただくべく、12月10日から28日の間、パブリックコメントを募集しているところでございます。

今後、いただいた意見についての考察を行い、今年度中に第6次総合計画を完成させ、公表をしてまいります。

次に、町有地であります。

新十津川駅跡の公園整備に合わせて造成をしてございます宅地12区画のうち、今年度整備を終えた2区画の販売を行いました。このうち1区画は2人から申し込みがあり抽選を実施し、2区画の購入者が決定をいたしました。残りの10区画は、令和4年秋頃に販売する予定としてございます。

次に、住民課の関係であります。

11月30日現在の人口動態でございますが、人口は6,518人で、前年同期と比べ31人減少し、世帯数は3,002戸で、前年同期と比べ9戸の増加となっております。

65歳以上の高齢者数をみますと、2,549人と前年同期と比べ10人増加し、高齢化率は39.1パーセントで前年同期から0.3ポイントの増加となっております。

また、出生は、9月1日から11月30日までの間は14人のお子さまが生まれ、1月からの出生数累計は38人となっております。

次に、6ページをお開き願います。

保健福祉課の関係でございます。

7ページの児童館、9月1日から11月30日までの利用状況は、開館日数75日で、延べ利用者数は小学生1,431人、中学生10人、保護者及び就学前児童9人の計1,450人で、1日平均では19.3人となっております。

放課後児童クラブの同時期の利用状況は、開館日数75日で、延べ利用者数は1,644人、1日平均では15.7人となっております。11月30日現在では40人の児童が利用登録をしている状況になってございます。

子育て支援センターの同時期の利用状況についても、開館日数は61日間で、延べ利用者数は851人となっており、子育てボランティアによる託児の利用実績は、9月1日から11月30日までの間に3回、乳幼児延べ31人となっております。

次に、8ページになります。

高齢者等除雪サービスの関係でございます。

在宅高齢者等の除雪サービス事業では、11月30日現在で30の方が登録されてございます。

また、高齢者世帯等除雪費助成事業でございますが、これにつきましては同じように11月30日現在で102世帯が利用申請となっており、昨年からすると激増の利用申し込みとなっております。

次に、10ページをお開き願います。

子育て世代包括支援センターでございます

10月1日に総合健康福祉センターに開設をいたしました。妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠、出産、子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を実施し、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行いながら切れ目のない支援を行っております。10月1日から11月30日までの利用状況は、開設日数41日間で、延べ利用者数は243人となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策でございます。

9月30日に緊急事態宣言が解除されましたが、解除後も引き続き、感染拡大の防止に向け、防災無線、ホームページなどで感染症予防対策の周知徹底に努めているところでございます。

また、新型コロナワクチン接種につきましては、11月30日までに実施をした新型コロナワクチンの12歳以上の接種状況は、1回目が5,499人、2回目が5,486人となり92.1パーセントの接種状況になってございます。

次に、感染症予防でございます。

この後段の方に、インフルエンザ予防接種についてでございますが、本年度は11月から開始をしており、報告のあった12月10日までの取りまとめ分の実施者数は、高齢者が611人、中学生以下が132人、妊婦が4人となっております。

次に、産業振興課の関係でございます。12ページをお開き願います。

酒米粉の活用研究事業につきましては、株式会社セコマと本町のコラボ商品第2弾として、お米シロップを使用したおにぎりパンが10月4日に発売されました。ユニークな商品として発売当初から人気があり、全道1,081店舗のほか茨城県、埼玉県のセイコーマートで11月14日までの約1か月半の期間販売され、5万個の販売がございまして、本町のお米シロップを全道全国にPRすることができました。

また、10月27日には、新十津川町食生活改善推進員協議会秋期研修会で、地域おこし協力隊が講師となり、お米シロップの活用レシピをテーマに講話と調理実習をしていただいたところでございます。

次に、14ページをお開き願います。

米の出荷状況につきましては、11月1日現在、全体の出荷数量は32万3,462俵でございまして、農協への出荷確約数量に対し121.4パーセントとなっております。今年は、高温少雨でありましたが、大きな災害もなく、作況指数が108となり、高品質米の比率は、出荷量の45.5パーセントで昨年の38.3パーセントより多い、品質の良いお米の出荷が整ったということでございます。

次に、15ページの有害鳥獣駆除対策事業でございますが、11月30日現在、エゾシカ134頭、アオサギ35羽、キジバト192羽、カラス183羽、キツネ21頭、アライグマ223頭の駆除を行いました。

アライグマにつきましては、昨年の同時期の実績279頭と比較すると56頭の減となっております。

おります。また、アライグマの出没や被害が発生した場所にセンサーカメラを設置し、その結果をもとに捕獲方法の助言を行うアライグマ捕獲診断については、4月9日から11月30日現在で、農家など計7軒に実施をし、アライグマの効果的な捕獲を支援したところがございます。

なお、エゾシカ駆除134頭の内訳につきましては、銃による駆除が71頭、くくりわなによる駆除が63頭となっております。

次に、18ページをお開き願います。建設課の関係でございます。

冬期除排雪でございます。町道の除排雪業務は10月1日から委託をしております。本年の除雪対象路線は253路線で186キロメートル、うち道路の排雪は135路線で37キロメートル、歩道の除雪は12路線で13キロメートルとなっております。今年の冬の初雪は11月24日に観測し、翌25日に除雪出動基準を上回る降雪があったため、今年初めての除雪車が一斉出動しております。一斉出動は昨年よりも5日早く、11月30日現在の出動回数は3回となっております。

11月30日現在の降雪量は77センチメートルで積雪深は11センチメートルであります。前年に比べ、降雪量は27センチメートルの増、積雪深は9センチメートルの減となっております。

以上を申し上げまして、令和3年第3回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

◎教育行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第7、教育行政報告を行います。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のご指示をいただきましたので、令和3年第3回町議会定例会以降における教育行政報告を申し上げます。

教育委員会関係では、3回の定例教育委員会を開催しております。

9月28日は、報告4件、議案1件について審議いたしました。報告第45号では、8月31日に全国学力・学習状況調査結果について報告いたしました。昨年度は、新型コロナウイルス感染症に係わる学校教育への影響を考慮し実施を見合わせておりましたが、2年ぶりに5月27日に調査を実施いたしました。8月31日に公表され、小学校は6年生が国語、算数、中学校は3年生が国語、数学の教科を対象に実施し、小学校の国語で全道全国平均以上を上回り、以外の教科は、全道全国を下回る結果となりました。

また、議案第17号では、新十津川町奨学金等貸付条例施行規則の一部改正についてでございますが、大学等に入学する際に入学金の貸付及び貸付対象者の拡大並びに償還方法の緩和を図ることについて、9月議会で同条例の一部改正について議決をいただきましたので、関連する規則の改正について議決をいただきました。

10月29日は、報告2件、議案2件について審議いたしました。報告第48号では、令和3年度滝川市適応指導教室利用状況前期分について報告いたしました。4月から9月までの前期の利用は、中学校生徒1名で述べ11日の利用となっております。

議案第19号、新十津川町・雨竜町子どものいじめ対策委員会委員の委嘱についてですが、

新十津川町の人権擁護委員、平塚尚文氏を同日から令和5年6月30日まで委嘱することについて議決をいただきました。

11月29日は、報告6件について審議いたしました。報告第54号では、新十津川町図書館、学校図書館包括業務委託についてでございます。図書館サービスの向上、事務改善、雇用の安定を図るために、学校図書館を含めた包括委託業務を令和4年度から実施することに伴い公募を行ったところ、1社の参加申し出があり、委託業者選考委員会において11月19日に業務提案書のプロポーザル提案を受け、11月24日の選考委員会で本社が東京に設立されている株式会社共立メンテナンス札幌支店を委託業者として決定したことについて報告いたしました。

次に、学校訪問ですが、教育委員による小中学校訪問を10月29日に行い、学校経営について校長から説明を受け、小中学校各学年の授業を見学いたしました。

小中学校関係ですが、在籍児童生徒数、学級数、教職員数についてでございます。児童の転入に伴い、12月1日付けで特別支援学級に病弱身体虚弱学級を開設し、児童1名が通級することとなり特別支援学級が4学級から5学級となりました。なお、同日付で北海道教育委員会より特別支援教育の実績を有する町内在住の玉置裕二教諭に辞令を発令し、同氏が担任として指導を行っております。

また、小学校の児童数は316人となり、4月1日現在は309人ございましたので、年度当初より児童が7人増えています。中学校は159人で増減はありません。

2ページに移りまして、9月30日で緊急事態宣言が解除となり10月から小中学校とも記載のとおり集中して多くの行事を行っております。

小学校高校連携授業として、10月7日には農業高校の実習田において、高校生の指導により小学5年生の鎌による稲刈り体験が、同じく18日には農業高校の実習畑において、3年生のサツマイモの収穫が行われました。

10月24日にはコロナ対策として学年ごとに時間を区切り、保護者限定公開により学芸会を行いました。1年生は初めての学芸会でしたが、入学して半年間の成長が伺える落ち着いた堂々とした演技を、また、6年生は夢から覚めた夢と題して、大道具や小道具、ダンスの振付け等、すべて自分達が担当してミュージカルを超える最後で最高の学芸会を独自のテーマに掲げ披露いたしました。

11月2日、小学6年生の外国語の学習に新十津川中学校の3人の英語教諭が来校し、乗り入れ授業を行い、小中連携教育を行いました。

11月30日でございますが、新小の5年生が本町の基幹産業のお米について、農業高校の実習田で田植えや稲刈りを体験した結果をまとめた総合的な学習収穫祭を同校体育館で行い、お世話になった土地改良区、ライオンズクラブの方などを招いて行いました。

また、新農高生よりお米の発芽から収穫までの過程をスクリーンで児童に説明を行いました。

次に、滝川地方法人会主催の税に関する絵葉書コンクールで、新小6年生の久保田くるみさんが最優秀賞を、町社会福祉協議会主催の福祉作文コンクールで6年の野呂栞那さんが金賞を、北海道新聞社主催の私とぼくの小学生新聞グランプリで、6年の岡夏樹さんが入選を、空知管内地域いじめ問題等対策連絡協議会主催の絆づくりメッセージコンクール、ことば・メッセージ個人部門で6年生の山森せなさんが、「そのいじめとめるあなたに金

メダル」のメッセージを考案し、最優秀賞を受賞いたしました。

次に、中学校の行事ですが、2年生の総合的な学習で、スマート農業について白石農園代表、白石学さんから10月4日に高話を、7日に農場に出向き機械見学とロボットトラクター、自動運転コンバインの試乗体験を行いました。

また、6日には、ゆめりあで特設道徳講演会を行いました。講師は、音楽バンドのファンキストのボーカル染谷西郷さんが、小学生時代から暴力や言葉のイジメにあった実体験を話され、その時にクラスでただ一人自分に寄り添ってくれたのが、現在一緒にバンドを結成しているギタリストであるという内容を話され、困っている人を助ける勇気を持つことの大切さについて述べられました。

10月20日は学校祭が行われました。生徒会のテーマは笑顔、スマイルであり、1日のみの開催で保護者限定の来場となりましたが、生徒全員が笑顔を絶やさず思い出に残る学校祭となりました。

10月25日から27日までの間で、3年生が東北地方に修学旅行に行きました。今年は東日本大震災から10年が経過いたしました。宮城県名取市の震災復興伝習館及び震災遺構の仙台市立荒浜小学校を見学し、震災学習を行いました。

次に、11月1日でございますが、総合学習で中学3年生がふるさと公園のキャンプ場にエゾヤマザクラ10本を植樹いたしました。これは、6月に開催された中学生議会で桜を生かした観光振興の提案が具現化されたものであり、また、新十津川キャンプフィールドの新名称を決めるに当たっても3年生の意見が反映されました。まちづくりの主役は町民である自分たちであるという主権者教育の機会となりました。

4ページ目をお開きいただきまして、滝川人権擁護委員協議会主催の第40回全国中学生人権作文コンテスト滝川地区大会で、会長賞に3年生の前田優月さんが受賞しています。

次に、5ページに移りまして、学校教育関係でございます。

就学時健康診断ですが、10月14日に新入学児童就学時健康診断を実施いたしました。対象児童は58人です。

6ページをお開き願います。

農業高校関係の各種大会ですが、10月3日にパン甲子園2021インいわみざわが道内6校9チームが参加してオンラインで行われまして、新十津川農業高校が創作した、本町の酒米粉、ベーコン、トマトを使用した米粉のグリッシーニベーコン味パンが敢闘賞に選ばれ、12月1日に学校給食に提供をいたしました。

次に、3年生の進路状況であります。本日現在、進学が8人、就職が20人、未決定者が3人となっています。就職のうち町内内定者が6人で、ピンネ農業協同組合1人、明和会3人、北海道クボタ2人となっております。

学校給食センター関係ですが、今年も収穫されたおいしい農産物をご寄贈頂きました。内訳は、9月24日から12月8日までの間で、生きた野菜の会から玉葱60キログラム、JAピンネブランド米生産組合からゆめぴりか120キログラム、ふっくりんこ120キログラム、JAピンネ青年部新十津川支部からふっくりんこ180キログラム、雨竜小学校第5学年からななつぼし60キログラム、新十津川土地改良区からななつぼし80キログラムとなっています。

アートの森でございますが、12月8日にかぜのび10周年を記念して、五十嵐威暢氏より

木彫刻作品の寄贈を受けました。寄贈式には、議会で笹木議長、安中副議長、鈴木経済文教常任委員長に出席していただきました。作品は、縦1,835ミリメートル、横2,390ミリメートルで、新十津川の水田や畑の美しさをモチーフとしたshintotsukawa Melodyという作品です。当日、五十嵐様より新十津川町を道内一の芸術文化の町となるようお手伝いしたいという温かいお言葉をいただきました。

次に、開拓記念館、温水プール、屋外体育施設は、今年度の利用を終了いたしました。新型コロナウイルスに関わる緊急事態宣言等による休業もありましたので、利用者は記載のとおり前年より総じて減少しております。

11ページをお開き願います。

野球ですが、新十津川ホワイトベアーズ6年生、伊藤嘉規君が、12月28日から30日までの間、明治神宮球場と横浜スタジアムの両球場で開催されるNPB12球団ジュニアトーナメントに北海道日本ハムファイターズジュニアチームの選抜メンバー16人に選ばれ出場いたします。ホワイトベアーズから選抜されるのは3人目となります。

なお、伊藤君は28日に横浜スタジアムで1回戦が行われ、中日ドラゴンズジュニアと対戦いたします。

高齢者生きがい活動関係ですが、ふるさと学園大学が11月4日に本年度初めてとなる講義を行い78人が受講いたしました。

図書館関係ですが、特別事業で9月7日の2歳半児健診時に、自分自身が主人公になるパーソナル知育絵本を対象親子9組のうち5組から申し込みがあり贈呈いたしました。

12ページをお開きください。

配本サービスで、今年度から社会福祉協議会が行うすまいるあっぷ教室の時に行っております。高齢者地域配本サービスでございますが、毎回100冊持参し、花月区は10月と11月の2か月間で20冊、同じく青葉区は18冊の貸出しを行いました。

以上を申し上げまして、令和3年第3回定例会以降における教育行政報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

◎日程変更

○議長（笹木正文君） お諮りいたします。

日程の順序を変更して、日程第8、一般質問を午後1時から行うこととして、午前中は日程第9以後を先に審議いたしたいと思っております。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第8、一般質問を午後1時から行うこととして、午前中は日程第9以後を先に審議することに決定いたしました。

◎請願第1号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第8、請願第1号、燃油等の価格高騰対策及び国の農業予算や運用変更に関する請願を議題といたします。

紹介議員であります、村井利行君より内容の説明を求めます。

2番、村井利行君。

〔2番 村井利行君登壇〕

○2番（村井利行君） 皆さん、おはようございます。議長のご指示がございましたので、私が紹介議員ということで、ご提案をさせていただきます。

請願文書表をお目通しいただきたいと思います。

件名は、燃油等の価格高騰対策及び国の農業予算や運用変更に関する請願です。

請願者は、新十津川町農民協議会執行委員長、上田幸一氏でございます。

付託委員会名は、経済文教常任委員会でございます。

一番最終ページをご覧くださいと思います。

朗読をもってご提案させていただきます。

請願の理由。

新型コロナウイルスの感染拡大により世界的に停滞していた経済活動が回復期に入ったことから、原油需要が拡大するなど価格上昇を続けており、今後一層の需要増大が見込まれています。一方、産油国は新型コロナウイルスの再拡大を恐れ、増産に消極的な姿勢にあることから、価格高騰に拍車をかけています。

そうした中、農業生産に欠かすことのできない動力機械や施設ハウスに使用する燃料をはじめ、各種生産資材、肥料、飼料などや農業用施設は昨年より価格上昇を続けています。コロナ禍による需要減退から農産物価格が低迷しており、生産資材等の価格上昇は、生産を続ければ再生産可能な価格を下回る環境にあり、生産者の農業経営を圧迫しています。

一方、新規就農を支援する事業においては、来年度から新規就農者育成総合対策との名称に変わり事業内容が大幅に変更となりました。これまで全額国費負担で支援が行われてきましたが、地方負担が伴う事業内容となっております。このため、地方自治体の財源によって取り組みに差が生じることや十分な支援を受けられない就農者が発生する可能性もあり、これまで通り国の全額負担が求められています。

また、農水省は11月25日、来年度の水田活用の直接支払交付金について、過去5年間に一度も水張りが行われていない農地を交付対象水田から除外する見直し案を示しましたが、農業者や国会議員らの反発もあり、30日に過去5年間から今後5年間へ内容が変更されました。しかし、北海道では過去の減反政策に基づき、主食用米以外の作物への作付に協力してきた経過にあり、唐突な運用変更は現場の混乱や今後の営農計画に支障を来す恐れがあります。

ついては、食料の安定供給と農業の持続的発展を図るため、燃油等の価格高騰対策、水田活用の直接支払交付金などについて、万全な政策を講ずるよう、下記の内容を請願いたします。

請願事項。

1、農業用に使用する軽油については、昨年より価格上昇が続いているほか、園芸農家では冬期間において施設ハウス用の燃油使用量が増加することから、価格上昇分を補てんする対策を強化するなどの価格高騰対策を講ずること。

燃油価格高騰に連動して、石油製品をはじめ各種生産資材、肥料、飼料等に加え、農業用施設等の価格も高騰し、農業経営を圧迫していることから、農家負担の軽減を図る対策

を講ずること。

2、新規就農者育成総合対策については、新規就農者や後継者などの円滑な就農が促進されるよう、十分な予算を確保すること。

また、来年度からは、これまでの全額国による財政負担から、地方負担が課せられる内容となり、限られた地方自治体の財源によって取り組みに差が生じる可能性があることから、引き続き国が全額財政負担をすること。

3、来年度の水田活用の直接支払交付金については、十分な予算を確保するとともに、農水省が11月25日に過去5年間に一度も水張りが行われていない農地を交付対象水田から除外する見直し案を唐突に示し、30日には、今後5年間へと修正されたものの、これまで国の減反政策に沿って生産調整に協力してきた稲作農業者にとっては納得がいかず、急な政策転換は生産現場を混乱させ、経営難や荒廃地の増加などにつながりかねないため、慎重な対応をすること。以上でございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

本件につきましては、お手元にお配りした請願文書表のとおり、所管の経済文教常任委員会に付託をいたします。

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（笹木正文君） 日程第9、報告第12号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました報告第12号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について、別添のとおり報告する。

なお、内容につきましては、教育委員会事務局長より説明申し上げますので、ご承認賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 鎌田章宏君登壇]

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） それでは、議長のご指示がございましたので、報告第12号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告につきまして、お手元に配付しております令和2年度教育行政事務の管理執行状況、点検、評価報告書によりご説明申し上げます。

はじめに、1ページをお開きください。

この報告の趣旨は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価

を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表するものとさせていただきます。

一昨年から本会議におきまして報告をしておりますので、変更のない箇所は割愛し説明をさせていただきます。

4 ページ、5 ページをお開きください。

4 ページからの点検評価の結果につきましてご説明をいたします。

政策の目標は、学校教育と社会教育の2つに分けて掲げてございます。

各施策の評価結果の説明につきましては、(1)の施策の目標から(3)の指標の測定方法までにつきましては、これまでと変更がございませんので省略をいたします。

(4)の目標値及び達成値から(7)次年度への重点的取組までを中心に概要を説明させていただきます。

一つ目の施策、学校教育環境の充実では、標準学力検査による検査結果が前年度の点数を上回る科目の割合、目標値100パーセントに対し、達成値は50パーセントでございます。

今後の取組といたしましては、新学習指導要領に基づく思考力、判断力、表現力など幅広い学力を育てるため、学習支援サポート、学力向上推進講師の活用や長期休業中のやまびこの継続や、ICTを活用した学習内容の充実などを図るものとしてございます。

5 ページ、二つ目の施策、学校給食の充実では、学校給食における生鮮野菜の町内産使用割合の目標値47.0パーセントに対し、達成値が49.6パーセントと上回っております。

今後の取組といたしましては、引き続き、地元で栽培された生鮮野菜や地元の加工品を中心に使用した学校給食を提供し地産地消を図るとともに、学校給食アンケートの結果を参考にし、温かく美味しい学校給食を提供し、食育の推進を図るものとしております。

続きまして、6 ページ、7 ページをお開きください。

6 ページからの社会教育でございます。

一つ目の施策、社会教育活動の推進では、体験学習事業の参加率が目標値72.0パーセントに対し、達成値が69.0パーセントでございます。

コロナ禍の影響により主要な事業が実施できず、参加率も昨年より低く約7割となっております。

次に二つ目の施策、青少年健全育成の充実では、青少年の健全育成に対する満足度について、目標値が79.0パーセントに対し、達成値が71.0パーセントでございます。

子どもの見守り活動など、学校、地域、行政が一体的に連携を図れるよう青少年健全育成町民会議の活動を中心とした各種の取組みや子ども会活動など、青少年の健全育成を図るため、活動団体への支援を継続して進めることとしてございます。

三つ目の施策、読書活動の促進では、一人当たりの貸出冊数について、目標値6.5冊に対し、達成値が4.1冊でございます。

コロナの影響や各家庭のインターネットの普及などで情報が得られるなどの影響が考えられますが、楽しく快適に利用できる図書館運営、読書活動の充実や広報紙や図書館だより等でPRを行い、利用者の増加を図ることとしてございます。

次に、8 ページ、9 ページになります。

四つ目の施策、文化活動の促進では、文化事業に対する住民アンケートの満足度について、目標値79パーセントに対し、達成値は76パーセントでございます。

各文化団体活動が会員数減少などが課題でございますが、文化活動の支援を継続するとともに活動に対する助言や指導を行うなど、寄り添い活性化を図ることとしてございます。

最後、五つ目の施策、スポーツ活動の促進では、スポーツ大会、体験等の参加率は、目標値75.0パーセントに対し、達成値86.6パーセントと上回ってございます。

積極的にスポーツに取り組んでいる人と取り組んでいない人の2極化が進んでございますので、スポーツ協会等と連携をし、一・一運動の推進や手軽にスポーツ活動に取り組むことができる機会を提供して参ります。

以上、報告第12号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告の内容の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第12号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告についてを終わり、報告済みといたします。

ここで、11時5分まで休憩といたします。

(午前10時55分)

○議長（笹木正文君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◎議案第58号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第58号、新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第58号、新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定について。

新十津川町冬期生活支援事業に関する条例を次のように定める。

5ページをお開き願います。

提案理由でございます。

高齢者世帯等に対し、冬期間の暖房費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 坂下佳則君登壇〕

○保健福祉課長（坂下佳則君） 議長のご指示がございましたので、ただいま上程いただきました議案第58号、新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定についての内容を説明させていただきます。

新十津川町冬期生活助成事業に関する条例。

第1条は、条例の目的を規定しております。本条例は、高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親世帯等に対しまして、冬期間の暖房費用の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減することを目的とするものでございます。この暖房費用につきましては、特に灯油に限ったものではございません。

第2条は、定義規定でございまして、この条例の適用となる世帯について定義をしているものでございます。

第1号の高齢者世帯につきましては、次のいずれにも該当する者のみで構成される世帯としまして、アとして、昭和32年3月31日以前に生まれた者。年齢でいいますと65歳以上の方となります。

イとしまして、（ア）の令和2年中の公的年金等の収入金額と（イ）の令和2年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額。この合計額が80万円以下である者としています。

第2号の障害者世帯につきましては、次のいずれかに該当する者が属する世帯といたしまして、アとして、身体障害者手帳を受けた者でその障害の程度が1級又は2級に該当するもの。

イとして、療育手帳の交付を受けた者であって、その判定がAの者。

ウとして、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、その障害の程度が障害等級の1級に該当する者。

エとして、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別障害者である者。

第3号のひとり親世帯につきましては、児童扶養手当の支給を受ける者のうち、その全部の支給を受けている者が属する世帯を言います。

続きまして、4ページをご覧ください。

第3条は、助成の対象者を規定してございまして、助成対象者は、次の第1号から第5号までにいずれにも該当する世帯の世帯主としまして、複数の世帯が住居及び生計を同じくしているときは一つの世帯とみなすこととしております。

この対象世帯の要件としましては、第1号としまして、12月1日から引き続き、本町の住民基本台帳に記録されている世帯。

第2号としましては、先ほどの第2条において定義規定しております高齢者世帯、障害者世帯又はひとり親世帯のいずれかに該当する世帯。

第3号として、町内において現に居住している世帯としております。

よって、本町の住民基本台帳に記載されていても、世帯員全員が社会福祉施設等に入所して、現在居住していない場合などについては、対象から除外することとしております。

第4号としまして、生活保護を受けていない世帯。

第5号としまして、すべての世帯員が市町村民税非課税の世帯。

第6号としまして、すべての世帯員が町の公租公課を滞納していない世帯としております。

これらのいずれにも該当する世帯の世帯主が、助成対象者となります。

第4条につきましては、助成の申請方法について。

第5条は、助成の決定について規定しているものでございます。

第6条は、助成の方法を規定しておりまして、1万円相当の商品券を交付することにより行います。

第7条は、対象者が非該当となった場合の届出について規定しております。

第8条は、商品券等の返還について規定しておりまして、第1号から第4号までのいずれかに該当したときは、返還を命じることができるものとするものでございます。

続いて、附則について説明いたします。

附則第1項は、この条例の施行期日の規定で、公布の日から施行すると定めています。

附則第2項は、有効期限を定めておりまして、令和4年3月31日限りでその効力を失うこととしております。

今年度限りとした理由につきましては、本条例は、今年度の原油価格の高騰によりまして、暖房費用などの冬の生活に必要な経費が増加していることから、経済的負担の軽減を図るために制定するものでございますから、次年度以降につきましては、その年度における暖房費用の増高状況、社会情勢を見た上で判断をしていきたいことから単年度事業とさせていただきます。

なお、本事業による対象世帯ですが、高齢者世帯150世帯、障害者世帯36世帯、ひとり親世帯14世帯で、合計200世帯と見込んでおります。

以上で、議案第58号、新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定についての内容の説明を終わります。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第58号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第59号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第59号、新十津川町スクールバスの住民利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第59号、新十津川町スクールバスの住民利用に関する条例の制定について。

新十津川町スクールバスの住民利用に関する条例を次のように定める。

8ページの提案理由をご覧くださいと思います。

地域公共交通の再編に当たり、スクールバスを地域住民の利用に供し、地域住民の交通手段を確保するため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました議案第59号、新十津川町スクールバスの住民利用に関する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

令和4年4月からの地域公共交通再編につきましては、町内の交通事業者が運行主体となって、一般乗合旅客自動車運送、いわゆる乗合ワゴン制度により進めることとなっておりますが、現在の町内交通資源を有効活用する観点から、一部の便においてスクールバスへの一般利用者の混乗を行うこととしております。

町が保有する車両を用いて、有償で利用者を運送する場合には、道路運送法に基づく手続きが必要となって参りますので、必要となる事項について規定いたしたく本条例案を付議させていただいたものでございます。

はじめに、自家用有償旅客運送の制度について少し説明をさせていただきます。

自家用有償旅客運送は、道路運送法施行規則において3つの区分に分類されてございます。

一つ目が、本町が進めようとしている市町村運営有償運送。

二つ目が、NPOなどの非営利団体が、地域住民の生活に必要な移動手段を確保する公共交通空白地有償運送。

三つ目が、要介護者など移動困難者を対象とした福祉有償運送。この三つに区分されてございます。

運行に供する車両でございますが、自動車によって誰かを有償で運送する場合には、道路運送法に基づく許可を受けることが基本となりますので、運行車両は事業用自動車、いわゆる緑ナンバー車両でなければなりません。自家用有償旅客運送の場合は、例外的に自家用自動車、いわゆる白ナンバー車両の使用が認められておりますので、スクールバスでの運行が可能となるものでございます。

次に、自家用有償旅客運送に携わる運転者についてですが、二種免許の取得者だけに限らず、自家用有償旅客運送の種類に応じた大臣認定講習を受講した一種免許の保有者でも運転が可能となっております。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

条例は、全8条の構成となっております。

第1条では、この条例の目的を規定しております。

第2条は、有償運行に係る規定で、道路運送法の規定によりスクールバスを有償で運行すること、第2項では、スクールバスの本来の目的に支障のない範囲において、地域住民が混乗することを規定しております。

第3条は、路線、運休日、運行時刻等の規定になります。

有償運行は、あくまでもスクールバスの運行体系の中の一部の便を利用するものでありますから、有償運行に係る路線、運休日、運行時刻等については、教育委員会が定めることとしてございます。

第4条は、運行管理に係る規定で、第1項では、有償運行に関する業務の全部又は一部

を委託することができることを規定しています。

第2項において、業務の受託者は、利用者の安全確保と効率的な運行をしなければならないことを規定しております。

第5条は、利用の制限に係る規定で、乗車定員を越えるとき、危険物等を携帯するときなど、第1号から第3号に該当するときは利用者の乗車を拒むこと、または、降車させることができる旨を定めております。

第6条は、使用料に係る規定となっております。

使用料については、第7条の減額に係る規定も含めまして、地域公共交通再編に伴って、明年4月から運送事業者が進める乗合ワゴンの料金制度と同一の体系、運用となっております。

第1項では、スクールバスを利用する遠距離通学児童等以外の利用者は、利用の前に乗車券を購入し使用料を納付しなければならないこと、第2項では、使用料の額について、別表のとおり定めることとしてございます。

9ページの別表をご覧くださいと思います。

乗車券の種別は、普通乗車券と定期乗車券の2種類、利用者の区分は、小学生以下と中学生以上として、それぞれ料金を定めております。

普通乗車券、小学生以下の料金につきましては、中学生以上の半額、定期乗車券は、普通乗車券の36回分としての設定を行っております。

小学生以下の定期乗車券は、交通事業者が運行する乗合ワゴンの定期乗車券において、その設定がございませんので、同じ扱いとする必要から設定は行っておりません。

備考につきましては、乳児など使用料が無料となる場合を規定してございます。

戻っていただきまして、8ページ、一番上です。

第6条第3項では、特別な理由があると認められる場合を除いて使用料は還付しないことを定めております。

第7条は、使用料の減額についての規定で、第1号、第2号に掲げる身体障害者、知的障害者及び身体障害者又は知的障害者の介護者であって、町長が別に定めるものについては、使用料の5割を減額することを決まりとしてございます。

第8条は、委任の規定を定めるもので、必要な事項につきましては、町長が教育委員会と協議して別に定めることとしてございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行することとしてございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第59号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第60号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第60号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第60号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について。

新十津川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

13ページの提案理由でございます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、未就学児の被保険者均等割額の軽減措置に関する規定の追加その他所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ただいま上程いただきました議案第60号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、未就学児の被保険者均等割額の軽減措置に関する規定の追加及び条文整理など、その他所要の改正を行う必要があるため、本町における国民健康保険税条例について改正を行うものでございます。

お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表1ページをご覧ください。

まず、第3条から第5条につきましては、引用条項の追加に伴う条文の整理でございます。

第5条の2及び、2ページ、第6条、第13条につきましては、法律、政令改正に伴う条文の整理でございます。

第21条第1項第1号から5ページ第3号につきましては、引用条項の追加及び、表記から不要なスペースを削除する条文の整理でございます。

6ページ、第21条第2項は、新たな条項でございます。

国民健康保険税は、応益と応能に応じて算定されおり、その上で低所得世帯に対しては応益保険料の軽減措置7割、5割、2割の軽減が講じられております。今回、年齢に関わらず世帯人数に応じて算定される均等割額について、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の負担により、未就学児の均等割額の5割を軽減するものであり、その公費負担割合は国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1でございます。

第21条第2項第1号は、基礎課税額の被保険者均等割額について定められ、本来の均等割額2万9千円に対し、アは7割軽減世帯の児童1万150円、イは5割軽減世帯の児童7,250円、ウは2割軽減世帯児童2,900円、エは軽減のない世帯について1万4,500円と額を定めております。

第21条第2項第2号は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について定めら

れ、第1号と同様に本来の均等割額7,000円に対し、アからエの軽減額と定めております。
なお、この軽減に係る対象未就学児童数は50人、軽減額も72万円程と見込んでおります。
7ページ、第21条の2につきましても、法律、政令改正に伴う条文の整理でございます。
8ページから15ページの附則第2条から第13条のうち第5条を除く条項につきましても、
法律、政令改正に伴う条文の整理でございます。

最後に議案書の12ページに戻りまして、附則について申し上げます。

第1項で、条例の施行日を公布の日と定め、ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、
第21条及び第21条の2並びに附則第2項から第4項まで及び附則第6項から第13項までの
改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日からと定めてございます。

また、第2項では、前項のただし書に規定する改正規定に限るものについて、改正後の
規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの
国民健康保険税については、なお従前の例による旨を規定してございます。

以上、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。
よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○（笹木正文君） 以上で、議案第60号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第61号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第61号、新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の
一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第61号、新十津川町共同賃貸住
宅建設促進条例の一部改正について。

新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

有効期限を延長し、引き続き共同賃貸住宅の建設を奨励することにより、地域の活性化
を推進するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

新旧対照表の17ページも併せてご参照を願います。

本町の共同賃貸住宅建設助成につきましては、平成17年度から今年度まで17年間にわたり
数次の制度改正を行いながら進めて参りました。

この間、11棟58戸の共同賃貸住宅の建設がなされましたが、共同賃貸住宅の入居状況は
依然として高い状況で推移をしており、加えて、共同賃貸住宅の入居者が定住促進制度の助
成を受けて住宅を取得し、そのまま本町への定住につながるといった例も数多くみられて
おります。

このように共同賃貸住宅は、本町での生活を希望する方々の大切な受け皿という役割の
みならず、本町への定住に至る一つの段階としても必要な位置を担っている状況にあると
考えられることから、事業期間の延伸を図りたいとして、この条例の一部改正を行うもの

でございます。

内容でございますが、第4条第1項中「令和4年1月31日」を「令和9年1月31日」に、附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、事業期間を5年間延長するというものでございます。

延長期間の設定につきましては、現在策定中の新十津川町第6次総合計画においても第5次総合計画に引き続き、民間活力を活用した住宅の確保に取り組む方針としておりますので、総合計画との整合性に鑑み、計画の全期間に当たる令和8年度末までとするものでございます。

附則として、この条例の公布の日から施行したいとするものでございます。

以上、提案理由と内容説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第61号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第62号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第62号、新十津川町住宅耐震化等促進条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第62号、新十津川町住宅耐震化等促進条例の一部改正について。

新十津川町住宅耐震化等促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

有効期限を延長するとともに、助成金の限度額等を見直し、引き続き町民の安全で安心することのできる生活を確保するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては建設課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 谷口秀樹君登壇〕

○建設課長（谷口秀樹君） ただいま上程いただきました議案第62号、新十津川町住宅耐震化等促進条例の一部改正について内容のご説明をいたします。

住宅耐震化等助成事業は、新十津川町耐震改修促進計画に基づき、平成28年度から現行助成制度をスタートさせ、耐震診断、耐震改修、住宅の解体に対し助成を行って参りました。

実績といたしましては解体工事だけでしたが、本日現在までに94件の古い住宅を解体工事で助成を行い、本町の住宅の耐震化率の向上を図って参りました。参考といたしまして、

最新の住宅の耐震化率ですが85.3パーセントでございます。

この事業が今年度末で終了するにあたり、事業の実績を様々な角度で検証し、また、今年度変更します耐震改修促進計画の新たな計画目標に近づけるため、新制度の内容の検討を行いましたので、事業期間の延長を柱とします一部改正条例について付議をさせていただくものでございます。

お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、19ページ、20ページをご覧ください。

まず最初に第4条でございますが、助成の対象となる住宅に関する規定でございますが、現行制度では耐震診断助成の対象住宅は、建築年次に関わらず耐震診断の助成を受けられるというものでしたが、改正では昭和56年5月31日前に着工した、いわゆる旧耐震基準住宅のみを対象といたしました。

次に、第4条の2は助成の対象となる種別のうち、解体工事を施工することができる事業者を規則に委任する旨を明記したものでございます。

次に、第5条は助成金の額に関する規定でございますが、第1号は、耐震診断助成に関するもので、補助率3分の2は変わりございませんが、助成限度額を現行の4万円から実勢に合わせて15万円に引き上げるものでございます。

第4条改正でもご説明しましたとおり、長らくこの診断は利用されていなかった耐震診断を旧耐震基準住宅にスポットを当てて、対象となる住宅の耐震性能を知っていただくことが住宅の耐震化向上の第一歩と考え、利用しやすくなるよう耐震診断費用の助成額を引き上げるものでございます。

第3号ですが、解体工事助成に関するもので、現行制度では解体工事の施工事業者の町内外を問わず助成限度額が30万円でしたが、町内事業者の受注機会の拡大、町内経済の活性化を促すことを目的に、新制度では町内事業者が施工の場合は現行と同じ30万円、町外事業者が施工の場合は20万円という限度額とするものでございます。

次に、附則第2項でございますけれども、事業の終了日を令和4年3月31日から令和9年3月31日までとし、5年間延長するというものでございます。

こちらは、新しい耐震改修促進計画の期間が国の方針に倣いまして10年間としたことから、その中間年である令和8年度末を期限としたところでございます。

次に、議案17ページをご覧ください。

附則についてご説明いたします。

第1項、施行の日を令和4年4月1日からとするものでございます。

第2項は経過措置で、施行日前の認定申請があったものについては、改正前の制度によるものとするものでございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第62号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第63号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第15、議案第63号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算

第7号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第63号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第7号。

令和3年度新十津川町一般会計補正予算第7号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ360万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億7,434万8千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第63号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第7号につきまして、内容をご説明申し上げます。

26ページ、27ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

15款、国庫支出金。補正額140万8千円。これは、国民年金システム改修事業補助金27万8千円と子ども子育て支援事業費補助金113万円の合計額でございます。計6億2,490万9千円。

19款、繰入金。補正額4万5千円。これは、子ども法定予防接種事業に充当する財源をふるさと応援基金から繰り入れるものでございます。計8億3,166万円。

20款、繰越金。補正額215万円。これは、前年度繰越金を財源充当するものでございます。計658万2千円。

歳入合計。補正額360万3千円、計73億7,434万8千円。

次に、歳出。

3款、民生費。補正額340万8千円、計10億4,046万1千円。財源内訳、特定財源、国道支出金140万8千円、一般財源200万円。

4款、衛生費。補正額4万5千円、計5億8,865万6千円。財源内訳は特定財源、その他4万5千円。

8款、土木費。補正額15万円。計9億2,269万5千円。財源内訳は一般財源15万円。

歳出合計。補正額360万3千円、計73億7,434万8千円。財源内訳、特定財源で国道支出

金140万8千円、その他4万5千円、一般財源は215万円でございます。

次に、25ページにお戻り願いたいと思います。

債務負担行為補正についてご説明を申し上げます。追加でございます。

事項、新型コロナウイルス予防接種予約受付業務。期間、令和3年度から令和4年度まで。限度額936万円。

次、事項、水稻種籾購入費助成。期間、令和3年度から令和4年度まで。限度額、令和4年産の水稻作付けのために町内農業者が購入する水稻種籾の重量に、1キログラム当たり55円を乗じて得た額でございます。これらは、令和3年度から令和4年度にかけて継続的に当該業務を実施することが必要なため債務負担行為補正するものでございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。34ページ、35ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額227万8千円、計1億3,120万6千円。財源内訳は特定財源、国道支出金27万8千円、一般財源200万円。内容を申し上げます。事業番号1番、国民年金事務27万8千円。これは、年金手帳廃止に伴う当該システムの改修に係る経費を補正計上するものでございます。

次、事業番号17番、冬期生活助成事業200万円。これは、灯油価格の上昇による低所得者等の冬期生活への影響を鑑み、高齢者世帯、障害者世帯及びひとり親世帯の低所得者世帯に対し1万円相当の商品券を配付する経費を補正計上するものでございます。

次に、2項1目児童福祉費。補正額113万円、計3億7,388万3千円。財源内訳、特定財源、国道支出金113万円。内容を申し上げます。事業番号1番、児童手当支給事業113万円。これは、児童手当法改正に伴う児童手当管理システムの改修と法の改正に係る周知に必要な経費を補正計上するものでございます。

次に、36ページ、37ページをお開き願います。

4款1項4目予防費。補正額4万5千円、計9,741万6千円。財源内訳は特定財源、その他4万5千円。内容を申し上げます。事業番号1番、子ども法定予防接種事業4万5千円。これは、過去に予防接種で獲得した免疫が骨髄移植等の医療行為によって消失した児童が、再度免疫獲得のため法定予防接種を受ける経費について補正計上するものでございます。

次に、38ページ、39ページをお開き願います。

8款1項1目土木総務費。補正額15万円。計2,225万8千円。財源内訳は一般財源15万円。内容を申し上げます。事業番号4号、農業集落排水事業特別会計繰出金15万円。これは、花月処理場機能強化工事に対しまして、当該補助金の追加内示があったことから、当該追加分の工事について特別会計において翌年度に繰越して実施することとして、これに必要な一般会計からの繰出金を補正計上するものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第63号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

○議長（笹木正文君） 日程第16、議案第64号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第64号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号。

令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,966万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第64号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号につきまして、内容をご説明申し上げます。

46ページ、47ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

2款、国庫支出金。補正額1,375万円。これは、農山漁村地域整備交付金でございます。計1,975万円。

3款、繰入金。補正額15万円。これは、一般会計からの繰入金でございます。計2,039万9千円。

6款、町債。補正額1,410万円。これは、農業集落排水事業債でございます。計3,130万円。

歳入合計。補正額2,800万円、計7,966万9千円。

歳出でございます。

1款、農業集落排水事業費。補正額2,800万円、計5,994万5千円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,375万円、地方債1,410万円、一般財源15万円。

歳出合計。補正額2,800万円、計7,966万9千円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,375万円、地方債1,410万円、一般財源15万円でございます。

44ページにお戻り願いたいと思います。

第2表、繰越明許費でございます。

款、1款、農業集落排水事業費。項、1項、下水道維持費。事業名、農業集落排水施設維持管理事務。金額2,834万円。これは、一般会計でご説明申し上げましたとおり、追加事業分を繰り越すためのものでございます。

次に、45ページをご覧願いたいと思います。

第3表、地方債補正でございます。これは、変更でございます。

起債の目的、農業集落排水事業債。補正前限度額750万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。補正後限度額2,160万円。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

次に、歳出の内容についてご説明をいたします。50ページ、51ページをお開き願います。

1款1項1目維持管理費。補正額2,800万円、計5,994万5千円。財源内訳は特定財源、国道支出金1,375万円、地方債1,410万円、一般財源15万円。内容を申し上げます。事業番号1番、農業集落排水施設維持管理事務2,800万円。これは、花月地区農業集落排水処理場における機能強化対策として繰り越す機械及び電気設備更新工事に必要な経費分を補正計上するものでございます。

以上、農業集落排水事業特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第64号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、13時まで休憩といたします。

(午前11時56分)

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

◎一般質問

○議長（笹木正文君） 日程第17、一般質問を行います。

一般質問は、配付しています通告表の順に進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

最初に5番、小玉博崇君。登壇の上、発言を願います。

[5番 小玉博崇君登壇]

○5番（小玉博崇君） それでは、議長のご指示がございましたので、一般質問をさせていただきます。

まず一つ目の質問ですけれども、地域活性化に向けた地域おこし協力隊の活用について、町長に質問をさせていただきたいと思っております。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域活動を通じて新たな地域力の創造、強化を図り、町の活性化を

目的とした取組です。

本町では、これまで10名の地域おこし協力隊を採用し、観光や農業、社会教育など様々な面で活躍をしていただいております。

また、地域おこし協力隊は、その地域への定住も目的の一つとしており、これまで4名の協力隊が協力隊の任期終了後も町内に定住し、たこ焼き屋さんやドーナツ店などを起業しながら、引き続き町を盛り上げてくれています。

国の総務省では、令和2年度全国で約5,500人の協力隊を令和6年度までに8,000人に増やすという目標を立て、地域おこし協力隊の強化を図り地方の活性化を目指しています。

現在、町内で活動中の協力隊2名が今年度で活動終了となり、本町において協力隊が不在となることから、今後の地域おこし協力隊の活用の方向について、ご質問をしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） それでは、5番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

初めに本町の地域おこし協力隊の現状を申し上げますと、今、質問の中にも触れておりましたが、平成27年に産業活性化支援員と農業支援員のお二人が協力隊として赴任し、以来、観光振興や特産品開発を目的とした産業活性化支援員、就農を目的とした農業支援員、そして、スポーツの振興を目的としたスポーツ活性化支援員など10名の方を採用してございます。

そのような中、現在退任をされた協力隊員8名いる中で、町内に定住しているのは実は5名となってございまして、任期中に培った人脈や商工会関係者のサポートもあり、5名全員がそれぞれご自身の才能や能力を生かし、斬新な視点の下に、かつ熱意と積極的な行動を行い起業をしております、従前からの商工業者に対しても良い刺激と活性化、そのような活躍をされてございます。

本町の地域おこし協力隊を採用する際には、町が執り進める事業や町が抱えている課題に対し行政の考え方に縛られることなく、柔軟な発想で事業を考えてくれることを主眼に置き採用をさせていただきます。

このような方針の中で新十津川駅を核とした観光PR事業の推進を地域おこし協力隊が中心となって活動していただき、廃線までの間、多くの観光客、全国の鉄道ファンの方に本町を知っていただくことができました。

また、酒米粉の活用につきましては、特許を取得した甘味料を和菓子に活用したり、大手コンビニチェーンのセコマがパンとして商品化していただくなど、一定の成果があったものと評価しているところであります。

地域おこし協力隊の活躍のおかげで、それぞれの事業は所期の目的を達成できましたので、現段階では新たに募集する考えには至っていないことを申し述べさせていただきたいと思っております。

5番議員のご指摘のとおり、地域おこし協力隊の制度は、都会から地方のまちに移り住んでもらう定住も目的の一つとなっておりますが、地域おこし協力隊を切れ間無く採用することが目的ではなく、今後においても必要な事業、必要なセクションがあれば地域おこ

し協力隊を募集し、採用していく考えに変わりがないことを申し上げ、5番議員さんの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 5番議員、再質問はございますか。

再質問を許します。

○5番（小玉博崇君） 今ほど町長のご答弁では、今後すぐには、まだ、新たな募集は考えていないというご答弁をいただきましたが、国のこの地域おこし協力隊の仕組みは、3年間の国の財政措置を受けながら地域外から人を呼び込み、起業や定住に結びつけることができるこういった地域おこし協力隊の取り組みというのは、やはり今後も本町として積極的に活用すべきというふうに考えています。

やはり地域は人づくりと言われているように、本町においても行政の視点ということも大事ですけれども、民間の視点からも、やはり人材不足というのが今よくうたわれております。例えば、福祉業界においては、介護人材の不足だとか、個人事業で言えば、後継者の不在で事業継承の問題などが挙げられております。

そのことから、町内の企業や団体、住民などとも、この地域おこし協力隊の活用について今一度十分に協議をして、そしてまた、地域おこし協力隊の導入の際には、行政だけではなく地域の企業や団体が一緒になってこの地域協力隊をサポートしていく体制が必要なんではないかなというふうに思っております。

今もまだ積極的にこういった地域おこし協力隊を募集している市町村も多くありますので、是非、そういった取組を町ぐるみで協力隊を受け入れる仕組みをつくっていくべきではないかと考えますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 地域おこし協力隊は今ほど説明したように、今まで10名の方がいて、本町にそれぞれの目的で活動しているときに、議会議員の皆さんがたもそうですし、地域の方々、そして、商工業者の方々との良い意味での交流をしながら、そして、人脈をつくり、そして、お互いいろんなことを教えてもらって、その地域おこし協力隊は本当にすごい成長をしておりますし、本当に長い間新十津川に住んでいただいているような、そういうことを凝縮した中でしっかり活動していただいて、今も起業している方は本当に多くの人とつながっていると思いますし、自分でイベントを起こすにしても、いろんな違った人がたの交流を通じて、本当に素晴らしいイベントにもつながっているんじゃないかなと思っております。

地域おこし協力隊の良さは私もそうですけれども、5番議員も当然認識しており、その様な話から今質問されているということは認識をしております。ただ、今質問の中にありましたように、ただ人材不足だから単に地域おこし協力隊で募集をする。そうなってくると、やはりそれは単なる人材不足を補うということになって、本来の地域おこし協力隊の、いわゆる町に対するその愛着、活性化、自分の思っているスキルなり、その町に対する何を目的としてやるために来たのかということの、そういった目的なしにやると、本人がやっぱりこの3年間居る時に思いがなかなか伝わっていかないことになりますので、やはり町として何のために地域おこし協力隊として募集をして、その人にどのように活躍をしてもらいたいのかということが必要になってきて、地域おこし協力隊もやる気になる、町も

良くなる、地域も良くなって、いわゆる三方良しでないと地域おこし協力隊のメリットは出てこないんです。

地域おこし協力隊を呼び込んだときには、皆さんの協力の下に地域おこし協力隊のそういう都会での生活を生かした中で、この新十津川環境の中でどのように力を発揮していくのかっていうことが重要な役割になってきますけども、単にいろんなところで業種で人が不足するから募集ということでは、地域おこし協力隊に申し訳ないというか、いわゆる、どのようなことをさせればいいのかっていうことになってきますから、一つの仕事を3年間していただくという形になりますので、その仕事の主たるものがちゃんとないと、やはり地域おこし協力隊が宙に浮いてしまうということになってくると思います。

ですから、町としては、今後もいろんな町のために必要なそういう都会で若い方で、いろんな経験をされた方で、新十津川でこれから地域おこし協力隊が必要な仕事が出てきた時には、ちゃんと募集はしていきたいという考え方は常に持っております。

ただいまの段階ではそのことが今ないので、今すぐ募集ということではないわけでありまして、そういうことが出た時には募集をするということには変わりはないことを申し上げ、再質問に対しての答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問ございますか。

再々質問を許します。

○5番（小玉博崇君） 今のお話がありましたとおり、どうもその行政として、町としてというのがとても聞こえてきます。確かに行政としてという視点も大事なんですけども、先ほどの質問は、例えば、商工会とか、そういうところからもしっかり意見をいただいて、町としてだけでその必要性を考えるのではなくて、そういった団体だとか企業、そういったところの意見も踏まえながら必要性について、是非、検討していただきたいという思いで質問をさせていただいたところです。

その点についてもう一度、町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 今までも質問のお答えの中で触れておりましたけれども、やっぱり地域おこし協力隊の先ほど言った、たこ焼き屋さんなりドーナツ屋さんからすると、非常にうちの既存の商工業者に対して良い刺激になって、地元の商工業者にも、言い方ちょっと良くないかもしれませんが、切磋琢磨してより良い商工業者という部分で、すごくやりがいのある、そして、共に成長していこうと、そういう姿が見えております。そういう意味では、商工業者中でも地域おこし協力隊が来たことによって、非常に商工会の活力、活性化ということが肌で感じているのではないかと思います。

ただ、商工業者の声として、毎年、私の所に要望を伺う機会がありますけれども、商工会の方からは、地域おこし協力隊を是非という部分では、今の段階では伺っておりませんが、今後いろんな地元のそういう商工業者と会う機会がありますから、いろいろ声を聞きながら、実際にどのようなポイントを絞ってやっていけるかっていうことなんです。商工業者を募集するっていうことでは、なかなかこう一つの特定期業者、そういう部分ではなかなか難しい点もありますので、どのようなそういう視点でもって新十津川に地域おこし協力隊の、いわゆる役割、目的、達成感、やりがいというものを感じてもらいなが

ら、どのように募集していくのかっていうことも工夫をしていく必要があると思うので、今後、地域おこし協力隊の役割、そして、新十津川に来ている方々の力という部分では私も認識をしておりますので、今後においていろいろ話を聞く機会がありますので、その機会にちょっととらまえて、その状況も確認をし進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） それでは、次の質問に入ってください。

〔5番 小玉博崇君登壇〕

○5番（小玉博崇君） それでは、二つ目の質問に移っていききたいと思います。

消防団拠点施設の改修等環境整備についてを質問させていただきたいというふうに思います。

本年、役場庁舎の建て替えに伴い、滝川消防署新十津川支署も新しくなり、本町救急防災拠点としての環境が整備されました。しかし、消防団の拠点施設である消防団詰所については、平成30年に第一分団詰所が新築整備されておりますけれども、そのほかの4か所の分団詰所は、古いところと言えば築40年を超える建物もあります。それぞれの建物が老朽化、また劣化が見られているところですが、消防団詰所は、消防、防災用車両や資機材の収納場所のほか、災害時の参集場所、また、消防団の活動拠点となっております。

消防団が安心して消防団活動を行う上でも、計画的な改修及び更新が必要と考えられます。今後の整備計画について伺いたしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、5番議員さんの2つ目のご質問にお答えをさせていただきます。

まずもちまして、消防団の皆さまにおかれましては、日ごろより自らの郷土は自ら守るという崇高な精神をもって、町民の生命と財産を守るため、昼夜を問わず地域の安全、安心のために活動いただいておりますことに、心から敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

さて、ご質問の消防団の拠点施設である分団詰所の環境整備についてであります。本町の消防行政は、滝川地区広域消防事務組合において執り進められておりますので、消防施設や資機材の整備方針については、同組合としての方向性を基本として進めていくこととなります。

同組合において、令和2年4月に今後の消防施設等の維持管理、更新等を行うための基本方針として、所掌する27施設を対象とした消防施設総合管理計画個別施設計画が策定されております。

この計画によりますと、組合施設の更新、建替えは60年、大規模改修による長寿命化は30年を目安となる年限として設定した上で、日常点検や定期点検を継続して行い、その結果を適切に維持管理に生かすことで施設の長寿命化を図ることを目指しておりますので、本町の分団詰所においてもこの方針に則り、出来得る限り長期にわたってその機能を維持してもらいたいと考えております。

しかしながら、本町の分団詰所については今ほど質問にありましたとおり、第1分団詰

所を除いては、どの詰所も建設から30年を優に超える状況にあり、第3分団、第5分団の詰所に至っては、建設からそれぞれ45年、44年を経過しようとしております。

各分団の皆さまが常日頃より、自分の家のように大切に維持管理に努めていただいているおかげで、同時期の建築物と比較して劣化の度合いは低いように見受けられますが、やはり経年による老朽化は避けられない状況にあります。

加えて、大規模な改修も進めていない状況にありますので、然るべき時期に分団詰所の整備を行う必要があると認識しておりますが、整備を進めるに当たっては、今後、50年、60年と使っていく施設となることから、地域の将来の姿を見据え、どういった規模、機能としていくことが望ましいのかを十分に検討をしていく必要があります。

また、消防施設は、町民の安全、安心に直結する非常に重要なものであり、可能な限り優先的に取り組む必要があるとの理解をしておりますが、分団詰所以外にも消防車両や救急車両の更新時期が迫っておりますので、こういった状況を踏まえた上で、長期的な視点をもって整備を進めて参りたいと考えております。以上を申し上げまして、5番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

再質問を許します。

○5番（小玉博崇君） 新十津川町地域防災計画の中に、消防計画の消防力の整備の項目で、町及び滝川地区広域消防事務組合は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備、指針を参考に実態に即応する消防施設並びに人員の整備、充実を図るというふうにあります。

今ほど町長の答弁でありましたとおり、やはり消防の主体機関というのが滝川地区広域消防事務組合であるため、なかなか町単独でこの整備を行うということが難しいのかなと、そういう懸念をされるところであります。

ただしかし、活動する消防団も町民であり、消防団が守るのも町民であります。是非、町が積極的に働きかけ整備を進めていく必要があるというふうに思います。

また、災害はいつどこで起こるか分からない状況であり、今の詰所の建物についても耐震化面においても非常に不安のある状況であり、消防団の皆さんも、やはりちょっとそういった不安を抱きながら活動をしているのではないかなというふうに思っております。

ですから、いち早くこの辺の協議をしっかりと進めていただいて、何とかその整備のめどを立てていただきたいという思いでありますけれども、今後その整備に向けて、町として滝川地区広域消防事務組合や消防団にどのように働きかけていこうとしているのか、また、できればその整備計画が整うおおよその時期は、先ほどは然るべきというふうにお話がありましたけれども、どのあたりを考えているのか、その辺のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今ほどの質問の中にありましたように、消防活動の万全を図るという部分では、私も同意見でありますし、そのように今までも取り組んできたつもりであります。

当然、建物、そして資機材、そして人、そして円滑な活動ができるということが、それ

で三位一体の状況でそのことが行われておりますし、また、本当に地域を守る、そして迅速な活動をしていただいていることに、本当に改めて消防団の皆さん方に敬意を表したいと思っております。

今、再質問の中で、いつ施設計画を考え直すのかという端的な言い方をすると、そういうことかと思えますけれども、まず、先ほど説明した中でも60年ということが基本にありますので、この60年の前にその大きな修繕箇所があれば当然修繕をしていかねばなりませんし、その修繕が投資的に、修繕しても躯体部分がいわゆる老朽化していることが発覚すれば、その時点で単に修繕ではなく建替えだとかそういった判断をしていかねばならないというふうに考えておりますが、今の状態では消防団の皆さん方が本当に我が家のように、本当にきれいに維持管理をしていただいている関係上、本当にそう大きな修繕はないというふうに伺っておりますけれども、今改めてこのように質問もありましたので、各分団の状況を再確認をさせていただきたいというふうに考えております。

ただ、いつどのように進めていくかという部分では、この消防の個別の施設計画がありますので、例えばこの役場も新しくなった、行政区会館も新しくなった、それだから消防の分団詰所も新しくするんだってということでは、やはりこのいっぺんに集中して建物を改築するというのではなくて、その建物の使用年数、いわゆる耐用年数がある限り、できる限り有効に使うことが、そのことが町民のいわゆる財産、そういったものが長く生かされ、町民の福祉向上にもつながっていく、そして消防施設の機能強化にもつなげていくこととなりますので、新十津川町内を見ると、たまたまここは古い建物という位置づけから、消防活動の拠点施設である分団詰所を何とか早くすべきではないかというように、そういうことも勝手に思っておりますけれども、そればかりでなく、やはり財産の有効的な、いわゆる使用年数のできるまでは有効に使う、そして、必要な時期が来れば建替えをしていく、そういうことが十分良いのではないかと考えておりますので、いつ建替えをすべきなのかということは、先ほど言いましたように、今建物は再確認をさせていただきますけれども、いつ建替えをするかということは今の段階ではお答えする場ではないことを申し上げ、再質問に対しての答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問ございますか。

いいですか。

以上で、小玉博崇君の一般質問を終わります。

次に4番、鈴木康裕君。登壇の上、発言を願います。

〔4番 鈴木康裕君登壇〕

○4番（鈴木康裕君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、私は教育長に一般質問をさせていただきます。

表題は、これからの本町の文化活動の育成、支援についてであります。

約2年間にわたる新型コロナウイルス感染症の影響で、全世界的に経済、文化活動などが様々な制約を受け、諸活動が停滞しました。

国及び町では、いち早く感染対策を施し、ワクチン接種を進め、拡大抑制の政策を図っております。その後、まず初めに経済を再生させるための政策が中心に実行され、一部の業界ではかなり効果がみられるところもあります。

それに比べ、教育、文化、スポーツなどへの支援は立ち遅れ、2年間制約のある中での

団体の活動は停滞気味で維持が精一杯であるところもあると聞き及んでおります。

具体的に本町では、町民文化祭の展示、芸能発表の中止、獅子神楽、踊り保存会や男声、女声コーラスなど、練習は継続しているもののやはり発表の場がないとモチベーションが下がり、続けられなくなるのではないかと危惧されております。また、ゆめりあ部会の活動、大正琴、書道部会も解散したと聞いております。

そこで、まだコロナが完全に終息していないところではありますが、本町の文化活動をどのように維持し、または新しい文化を育成しようと思われるのか、教育長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは、4番議員のご質問にお答えいたします。

本町の文化活動は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から通算3回にわたり活動拠点となる公共施設が休館するなど、各種団体活動もその影響を受けております。

町民文化祭及び音楽祭は、開催を予定していた前に緊急事態宣言があったことから十分な練習ができず、主催者の文化協会や音楽協会と協議を行った結果、参加者の健康と安全確保を最優先に考え、やむなく中止となったところであります。

教育委員会としては、コロナの第6波の懸念や未だ収束が見えない状況下でありますので、文化団体をはじめとする各団体や個人が施設の安心安全な使用と、感染リスクを軽減させるために、今後も各施設の適正な管理と感染対策等を引き続き徹底して参りたいと考えております。

ご質問にありますとおり、町民文化祭や音楽祭などの中止により、活動の成果を発表する大きな場がなくなり、活動や練習へのモチベーションが低下するなど、思うように活動ができない状況の団体があることは承知をしております。

しかしながら、緊急事態宣言が解除された10月1日以降は、文化、社会教育、スポーツ団体、ゆめりあ部会など多くの団体が感染症対策を徹底した上で施設を利用し活動を再開しており、仲間と楽しく会話をする様子や笑顔で練習する様子を私も拝見し、活動意欲は維持されていたものだと認識しております。

コロナ感染拡大前とは違い、いろいろと制約があり感染拡大前のようにはいきませんが、各団体においては感染対策を徹底し、工夫を凝らして少しずつ活動及び行事等の企画、運営を始めている状況にあります。

具体的には、ゆめりあ部会では10月に開催を計画していた部会発表会は中止となりましたが、各部会の作品制作や練習の成果を発表する場として、今月下旬に作品展示と練習発表会を開催する予定になっております。

先行き不透明なコロナ禍の今だからこそ、人の感性を豊かにし、心を癒し、暮らしに潤いを与える文化活動の役割は極めて重要であり、豊かな感性を備えた人間の成長に繋がることから、文化活動に対する人々の意欲の維持向上に努めなければならないと考えております。

教育委員会が目指す文化とは、しっかりとこの地域に根ざしたもので、町民が主体性を

もって活動することで生み出されるものであると考えております。そのためには、農村環境改善センターなど活動拠点を整備し、町民の生命と健康を第一に考え、町民が安心して活動できるようにすることが重要であると思っております。

また、コロナ対策などを含め各団体が抱える問題、課題などもございますので、社会教育主事を中心に各団体に寄り添い、課題などを共有しながら解決に繋がる方策の助言を行うとともに、各団体の活動状況や新規会員加入に向けて、広報等を通じてPRを行い、活動の維持継続のための支援を行っていきたいと考えていることを申し上げ、4番議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

再質問を許します。

○4番（鈴木康裕君） 丁寧なご答弁誠にありがとうございました。第6波の恐れがあるものの各活動は10月1日から、緊急事態宣言が明けてからそれぞれ活動していると。そしてまた、ゆめりあ部会については、作品展示や練習の発表会も予定されているということをお聞きしまして非常に安心しました。

そして、文化は暮らしに潤いを与えるもの、豊かな人間活動である。文化活動は人々の生活の意欲であるという言葉聞いて、大変安心したところでございます。

ご承知のとおり新型コロナウイルス感染対策として、ワクチン接種を前提として密集を避け、一定の距離をとり、マスク着用、手洗いの徹底が今のところの防止対策の取組として推奨されております。

学校教育においては、タブレットの活用、スポーツにおいては、換気や間隔を十分にとりながら、大型扇風機なども取り入れられたのも拝見しましたが、そのような試みで感染対策を施しているということでございます。

ただ、文化活動においては、集まる、そういうのが団体での機会が前提でございますので、なかなか難しいところがあるのかなというふうに認識しております。

例えですが、世界的にはこういう例がございます。

14世紀にヨーロッパを襲った伝染病、ペスト、いわゆる黒死病でございます。これは、3、4年で3,000万人の死者を出し、ヨーロッパの人口の4分の1が減ったと、そういうことが伝えられております。

今現在、コロナでの死者、アメリカで80万人、日本では2万人に達しておりません。

ヨーロッパでは、都市の人口が激減し、そのかわり地方から様々な社会現象が起こり、文芸復興、ルネッサンスの時代がやってきたと言われております。その中でフランスは、文芸保護政策を打ち出し文化活動が活発になったと、そう言われております。パンデミック後には新しい価値感が創造され社会変革が進んだという、そういうような歴史もございます。

今回、12月3日に私たち2年ぶりに小学校へおじゃまし、経済文教常任委員会で小学生のタブレットの授業を見学したわけでありましてけれども、私は改めてコロナ対策が、教育変革の一躍を担ったんでないかと、そういうふうに認識をしております。

そこで、今、ゆめりあ部会も減少している。また、12日のチャリティーカラオケ、観客は半分に制限しましたが、教育長はちょうど私の後で歓談されたと思っておりますが、やはりこういう催し物、文化に飢えていたのか、盛り上がった方ではないかなというふうに思っ

おります。出場者の方が一様に練習するのに苦労したと、これからも更なる会員を募集していますというふうにアピールもしておりました。

そこで今このような中、町として今一度、文化保護政策、そういうものが必要でないかと思いますが、教育長はどのようにお考えか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 4番議員の再質問にお答えいたします。

私今ほど答弁いたしましたように、この2年間で文化活動がなかなか思うようにできない事実もございまして、先ほど答弁いたしましたように、社会教育主事を中心に各団体とまず、現状の話し合いをしてですね、今後の活動状況、また、活動ができてませんので各種団体補助事業等もありますけど、それから事業がないことで補助金請求もされていない団体等もございまして。そのような中で、現在ある団体としっかりと話し合った中で、今後の活動の計画、それから方向性、また、いろんな支援等についてもですね、必要であれば親身になって検討していきたいと思っております。

また、先般のチャリティーカラオケについてですね、各団体の方が自発的に自分達の団体のPRと、そして、楽しい団体ですので加入をいたしませんかというPRをしていただいたことに、私自身も大変うれしく、ありがたく感謝したとございまして。

そのような中でですね、教育委員会ばかりでなくて、それぞれの団体が一生懸命自分達の団体をPRし、会員増に努めていくことも大切でないかということ申し上げまして、再質問の答弁にさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問ございますか。

はい、再度質問を許します。

○4番（鈴井康裕君） 再度お答えありがとうございました。今やっていることは教育委員会の社会教育主事を通して、現在の団体、また、計画の方向性を決めていくというご答弁でございました。

ですが、今もう既にこのコロナ禍で、もう何か新しい文化が芽生えようとしているんじゃないかっていう動きが随所に見られております。先11月21日は庁舎ライブということでインターネット配信、浦臼のasahiさんと地域おこし協力隊の佐藤君が1時間にわたってコンサートを行っております。もう既に視聴回数が1,200回を超えているということで、素晴らしい活動ではなかったかと思えます。

そして、今日のプレス空知に出ておりましたが、本町と雨竜町との農家が、農家の文化についていろんな状況、スマート農業の紹介からポッドキャストで配信していると、なかなか新しい機材によったそういう発信などもございまして。

また、先ほど連絡棚見ますと、1月6日には役場ホールでオカリナのミニコンサートが行われるというふうな動きもございまして。

ですが、そういう新しい文化に、あまりインターネット配信の方がお金かからないのですけれども、やはりそういう支援とか育成とか、そういうものも必要ではないかということでご提案を申し上げるわけでございまして。

あと、ゆめりあ部会でございまして、ちょっとこれ管轄外かもしれませんが、地域公共交通が4月から始まるところで、ゆめりあ部会9時、13時の送り迎えで、今までは10時か

ら3時まで行えたのが、13時の帰りの便でなるべく帰ってくださいと、そのようなお話も伺っております。15時のスクールバス混乗ということになるわけですが、小学生が主だと思います。乗っている中におじいちゃんおばあちゃん、ゆめりあ遅くなって、降りていくところで、また、教育的な触れ合いがあるかもしれませんが、そういうような状況も出るわけでございます。

運輸省管轄ということで地域公共交通となったわけですが、難しいところではありますが、なるべく教育委員会でのスクールバスでの運用を弾力的にさせていただけたらというのがお願いでございます。

あともう一つ、今現在、こういうふういろいろな文化活動を制約されているわけですから、ゆめりあのカラオケの時も観客人数半分でした。町の公共団体が使う場合は使用料を免除されておりますけれども、観客半分だからほかやる場合、使用料半額というようなことは検討されないでしょうか。ルパンの音楽コンサートなんか3回くらい流れていると思います。

そういうふうにして、いろんなところの文化を呼び込み、新十津川の文化活動の支援をしていただけたらと。

また、いろんな制度、施設の有効利用が必要ではないかと私は考えますが、最後に教育長はどうお考えになるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 再々質問にお答えいたします。

まず一番最初ですね配信によるいろいろ各文化活動ができないかということで、それらについても、今回も教育委員会で行事やなんかについて、そういう形でもしてはどうかということも考えながら、各団体にも相談した中で、まだ活動等も十分練習等もできない中で、そういう配信等はまだ今回は時期早尚であるというようなこともありまして、そういうことでしていませんし、議員さんがおっしゃるような、いろいろPRの発表の紹介する場はあるというのは教育委員会も認識してますが、それらについてはまた今後、貴重なご意見として各団体と今後については検討していきたいと思っております。

また、ゆめりあ部会の地域公共交通のスクールバス等も含めた送迎体制等につきましては、各団体と教育委員会がいろいろ地域公共交通も変わりますので、話をしてですね、各団体に説明を各団体に1回ではなく何回か説明した中で、各団体の意向を踏まえた中で、今までの活動が停滞しないということを教育委員会は大前提にしてですね、新年度からの活動についてのお互いのコンセンサスを図っていると、理解をしてるというふうに認識しておりますので、ご理解していただいているものと解釈しております。

やはり、午前中といいますか、午後からも活動している団体が従前も今もございまして、その活動はやっぱり今後についても継続したいという団体当然ございますね。その意向に沿った形の中で教育委員会は考えていることを答弁させていただきます。

また、各種、ルパンジャズライブなど2年も中止になっていることもございますが、そういう入り込み状況、入館者を半分にするとかそういうことになったときの入場される方の使用料等についてはですね、少なくなったからといって使用料を上げるということもございませんので、それらについてはちゃんと適切に教育委員会のそういう催事については、

予算を組んで事業を目的を持って施行していきたいと思っておりますので、それらも含めて4番議員の再々質問に対する答弁に代えさせていただきます。以上です。

○議長（笹木正文君） いいですね。

それでは、以上で、鈴木康裕君の一般質問を終わります。

次に、2番、村井利行君、登壇の上、発言をお願いします。

〔2番 村井利行君登壇〕

○2番（村井利行君） 議長のお許しがありましたので、町長に一般質問をさせていただきます。

表題は、高齢ドライバーによる事故の減少対策についてでございます。

度々、アクセルとブレーキの踏み間違いによる暴走事故が、テレビや新聞等で報じられておりますが、警察庁によりますとアクセルとブレーキの踏み間違いによる人身事故は、過去5年間、これは2016年から2020年でございますが2万1,103件発生し、248件が死亡事故につながっています。このうち運転者が75才以上だったのは、人身事故が4,146件、死亡事故が141件と75才未満に比べると高くなっており、運転中具合が悪くなったり、高齢による認知機能の衰えなどが事故につながっていると見ています。

高齢ドライバーによる事故の減少対策と言え、免許の自主返納の促進などについてよく議論されますが、難しい問題でもあると思います。

モータリゼーションの普及によってバス等の公共交通機関が衰退し、マイカーを利用しないと買い物、通院等日常生活を送りにくくなったためであると考えます。

今後、新十津川町も私を含めて高齢ドライバーはどんどん増えていくわけで、何らかの対策を打たなければならないと考えます。

ここで、新十津川町の現状を少し見ておきたいと思えます。

滝川警察署によりますと、本町で自動車運転免許を持っている方は4,301名です。そのうち65歳以上は1,478名、75歳以上568名の方がいらっしゃいます。また、75才以上の過去5年間の人身事故件数は、平成29年で4件、これは、75才、78才、82才、83才の方です。平成30年は1件、これは、85才の方、平成31年、令和元年は無いです、0件、令和2年、これは2件、78才、82才、今年ですね、令和3年が2件、75才、86才ということでございます。この数字が全国的に見て高いのか低いのかちょっと分かりませんが、事故はゼロがベストであることに間違いはないと思えます。

今日は、新小6年生の皆さんが傍聴にお見えになっておりますけれども、皆さんのおじいちゃん、おばあちゃんが、安心して車を運転できるような何か良い方法がないか考えていきたいと思えます。

今後、75歳以上のドライバーが非常に増えていく中で、高齢者の皆さんの事故を少しでも減少させるための方策を何か考えていく必要があると思えます。

一つは免許の自主返納の促進だと思います。自主返納については、少しずつ増えているとのことですが、前段でも話しましたとおり、人によってはいろんな考え方や置かれた環境等あるかと思えます。従って、一朝一夕にはいかない難しい問題だと思いますので、別の機会にまたお話をしたいと思えます。そこで1パーセントでも高齢者の皆さんが事故を起こすリスクを下げる方策を別な角度から考えたいと思えます。

今年2021年11月以降に販売される車には、自動ブレーキの搭載が義務付けられています。

また、国土交通省は、事故の原因を特定しやすくするために、イベント・データ・レコーダー、これEDRといたしますけれども、来年7月以降の新型車に適用する予定です。

これからの新型車は、先進安全技術を搭載した車ということで、事故のリスクを少しでも軽減できると期待をしているところでもあります。

その反面、既存の車、現在走っている車ですね、といたしますと、自家用車全国約6,200万台、北海道も280万台、一家に1台はありますけれども、この車にほとんどは自動ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等は装備されていません。

そこで自動ブレーキは後付け出来ませんが、ペダル踏み間違い急発進抑制装置は後付け可能であります。65才以上の高齢者の皆さんに対して装置取り付けの補助金を出して、事故を起こすリスクを少しでも下げては如何でしょうか。また、万が一被害者になるかもしれない人に対して当然のことながら、一人でも1パーセントでも事故に合うリスクを下げたいと考えます。町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、2番議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

質問の中で警察の方に行って町内の高齢者65歳以上の75歳以上の免許保有の割合、さらには、事故の発生件数など、詳しくこの高齢ドライブにかかる事故の状況、そして、今後に向けての対策について調べられて質問に向けられたことに敬意を表したいと思います。

お答えをしたいと思います。

近年、2番議員さんのおっしゃるとおり、高速道路での逆走による衝突事故やアクセルやブレーキの踏み間違いに起因する死亡事故など、高齢者が加害者となる重大事故が連日のように報道されております。本当に一瞬にしてお互いの人生が変わる、本当に痛ましい交通事故でありますので、この交通事故を少しでも無くしたいという思いは、2番議員と同じであります。

高齢者による交通事故への対策につきましては、1点目として、運転免許証の自主返納促進策や地域公共交通網の充実など高齢者が運転をしなくてよくなる、そういった取組が1点目として考えられます。

2点目が、今質問にありましたようにペダル踏み間違い急発進抑制装置などの装着など、高齢者の方も安全に運転をできる取組、この2点の充実が必要になってくるかと思われま

す。ご質問にあります、後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置を装着するための費用補助についてでありますけれども、経済産業省及び国土交通省によるサポカー補助金制度がありまして、令和元年度からそれがスタートしております。その中でペダル踏み間違い急発進抑制装置の装着補助を行っておりますが、今年の令和3年11月30日で予定の予算に達したため申し込みが終了しているという状況になってございます。

令和4年度以降につきましては、サポカー補助金制度が延伸されるかどうかは、現在、把握をしていない不透明な状況ではありますが、この交通事故の抑制という意味からすると効果が高い事業でありますので、延伸されるのではないかと推察をしているところではあります。

町としても、この国のサポカー補助金制度が延伸された場合は、町のホームページだとか広報誌など改めて町民皆さん方に周知をし、この装置の装着を促すように進めていきたいというふうに考えております。

ただ、万が一これが延伸されず、サポカー補助金制度が廃止された場合は、町といたしましても、高齢者の事故減少が図られるように、ペダル踏み間違い急発進抑制装置の費用補助について、前向きに検討を進めてまいりますことを申し上げ、2番議員さんの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○2番（村井利行君） 今、町長からとても前向きな答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

ここでちょっと、サポカー補助金出ましたので、中身についてちょっとお話をさせていただきますけども、この補助金の予算額は総額で1,098億円もあったそうでございます。申請受付が始まって約2年間、1年10か月ぐらいですかね、予算到達のため今年の11月で全部使い切ったということでございます。

各省庁にちょっと聞いてみましたら、11月26日時点での申請状況なんですけども、全国で、新車が約129万7,000件申請がございました。中古で14万1,000件ですね、これは、購入時申請ですから中古を買った時の申請件数です。後付けの装置装着申請が約4万8,000件ということでございます。

これは、車両購入時の申請が圧倒的に多いんですね、これはこれで良いと思います。僕もちょっとディーラーに居ましたけれども、販売するメーカーだとかディーラーが、セールスポイントとしてお客様に強くアピールするんですね、補助金出ますから買いませんかと、こんな感じだと思います。

新十津川の皆さんもこの補助金を活用して車を購入された方もいらっしゃるかと思いますが、安全運転サポート車がそれだけ増えることは非常に喜ばしいことだと思いますが、それはそうとして、反面ですね、その後付け装置に対する補助申請も本当にごくわずかでした。

町長おっしゃったように、補てんをしていただける国費でですね非常に良いなという思いでいっぱいでございます。

ちょっといろいろお尋ねしようと思ったことたくさんあるんですけども、良い答弁いただいたものですから、それはちょっと割愛しまして、ちょうど1時間くらいになりましたので、そんなことで聞くこと沢山ありましたけれども、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（笹木正文君） それでは、2番、村井利行君の一般質問を終わります。

これをもちまして、一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（笹木正文君） 新十津川小学校の皆さんに今日は来ていただいたんですけども、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日16日は議案調査のため休会となっております。

17日は、午前10時から本会議を再開いたしますのでよろしくお願いいたします。
それでは、本日の本会議はこれにて散会をいたします。
どうもご苦労さまでした。

(午後 2 時04分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和3年第4回新十津川町議会定例会

令和3年12月17日（金曜日）

午前10時00分開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 経済文教常任委員会審査報告
- 第3 請願第1号 燃油等の価格高騰対策及び国の農業予算や運用変更に関する請願
- 第4 陳情第4号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出を求める要望
- 第5 議案第58号 新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定について
(質疑、討論及び採決)
- 第6 議案第59号 新十津川町スクールバスの住民利用に関する条例の制定について
(質疑、討論及び採決)
- 第7 議案第60号 新十津川町国民健康保険税条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第8 議案第61号 新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第9 議案第62号 新十津川町住宅耐震化等促進条例の一部改正について
(質疑、討論及び採決)
- 第10 議案第63号 令和3年度新十津川町一般会計補正予算（第7号）
(質疑、討論及び採決)
- 第11 議案第64号 令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
(質疑、討論及び採決)
- 第12 発議第6号 燃油等の価格高騰対策及び国の農業予算や運用変更に関する意見書
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第13 発議第7号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書
(提案理由、内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第14 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

◎欠席議員（1名）

1番 井 向 一 徳 君

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
代表監査委員	岩 井 良 道 君
監査委員	奥 芝 理 郎 君
会計管理者	内 田 充 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	長 島 史 和 君
保健福祉課長	坂 下 佳 則 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小 松 敬 典 君
建設課長	谷 口 秀 樹 君
教育委員会事務局長	鎌 田 章 宏 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 窪 田 謙 治 君

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、3番、進藤久美子君。4番、鈴井康裕君。両名を指名いたします。

◎経済文教常任委員会審査報告

○議長（笹木正文君） 日程第2、経済文教常任委員会審査報告を行います。

12月15日の定例会議におきまして、経済文教常任委員会に付託しております、請願第1号及び陳情第4号の審査結果の報告を求めます。

鈴井経済文教常任委員長。

〔経済文教常任委員長 鈴井康裕君登壇〕

○経済文教常任委員長（鈴井康裕君） 皆さんおはようございます。それでは、経済文教常任委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された請願及び陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、新十津川町議会会議規則第94条及び第95条の規定により報告いたします。

請願第1号、件名、燃油等の価格高騰対策及び国の農業予算や運用変更に関する請願。審査結果、採択すべきもの。

続きまして、陳情第4号、件名、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出を求める要望。

審査結果、これも採択すべきものとしたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎請願第1号、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第3、請願第1号、燃油等の価格高騰対策及び国の農業予算や運用変更に関する請願を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、燃油等の価格高騰対策及び国の農業予算や運用変更に関する請願は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎陳情第4号、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、陳情第4号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出を求める要望を議題といたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、採択すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出を求める要望は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ただいま採択することに決定した請願第1号及び陳情第4号につきましては、意見書を審議する必要がございます。

議案配付のため、暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

〔議案の配付〕

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

◎日程変更

○議長（笹木正文君） ここで、議会事務局長から日程の変更を申し上げます。

議会事務局長。

○議会事務局長（窪田謙治君） それでは、議事日程の変更について申し上げます。

皆さまにお配りしております議事日程表をご覧ください。

日程第12の閉会中委員会所管事務調査申し出についてを日程第14とします。日程第11の次に日程第12として、発議第6号、燃油等の価格高騰対策及び国の農業予算や運用変更に関する意見書を追加いたします。続けて、日程第13として、発議第7号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書を追加いたします。

以上2件につきまして、ご審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 日程第5に入る前に、議案第58号から議案第64号までの案件につきましては、12月15日の定例本会議で、提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますのでよろしくお願いいたします。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第58号、新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

長谷川秀樹君。

○8番（長谷川秀樹君） それではちょっと確認という意味で申し上げたいと思いますけれども、今回のこの冬期生活支援事業につきましては、従前からある福祉灯油的なそういったものと解釈するわけでありまして、今回灯油の高騰という中で、管内各町村が同じような形の中でこの支援事業を実施する方向で進んでおりますけれども、内容を見ますと従前とは違った中で、対象者が拡大したり、あるいは金額を増額したりと、そういったことが見受けられます。

そういった中で今年の場合には生活環境というかそういった部分では、単なる灯油の高騰、冬の暖房に必要な灯油の高騰ということだけではなく、コロナに対する影響というか、そういった部分が見受けられるような気がするんですね。

そんな中でこの条例を制定する上で、その辺のことは念頭にはなかったのかどうかということを確認したいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 8番議員の質問にお答えいたします。

今回の冬期生活支援事業に関しましては、今年度における原油高騰の影響によりまして、灯油、その他電気も含めていろいろな価格の上昇が見られることから、今回冬期における生活支援ということで条例を上程させていただいたところではございますけれども、この支援に関しましては、過去の灯油の価格の推移ですとか、そういったものを比較しながら条例の制定をさせていただいているところでございます。

ご質問のあったコロナに関する影響の部分については、国の施策ですとか、今子育てに関する給付金とか様々な給付金が出されておりますし、今後も非課税世帯の部分での給付金という形で国で予算化されるような動きにもなっておりますので、そういったコロナに関する影響については、そういった国の制度というかそちらの方で対応をしていく形をと

考えておりました、今回のこの冬期生活の条例につきましては、原油価格の高騰というところで判断をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（笹木正文君） 長谷川議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第59号、新十津川町スクールバスの住民利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、新十津川町スクールバスの住民利用に関する条例の制定については、原案のとおり決定されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第60号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改

正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、新十津川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第61号、新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） はい、お伺いいたします。

この議案の提案理由につきましては、先日町長の方からご説明をいただいております。11棟51戸が建設されて、それが定住に結びついているというお話でございました。

確かにこれが、この条例によって定住をするきっかけになって、呼び水となって転入をされて、社会的人口が増えているのが顕著だということはよく承知申し上げているところでございますが、今この条例の目的が定住人口を増やして、地域の活性化を図るということが条例の目的ということが先に挙げられているのですけれども、この頃は地域でもってこういった共同の賃貸住宅に入られる方が区の活動に参加しないですとか、町内会に入会しないということで、新たな問題が発生しております。きっと町長の耳にも入っていることと思います。

また、そういったことが区長さん同士の中でも話題になっておりますし、私が所属しております常任委員会でも先だっているいろいろと協議をさせていただいたところではありますが、こういった人口を増やすことによって、地域の活性化を図るということに対してどのようなビジョンと申しますか、イメージをもって取り組まれるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） それでは、7番議員の質疑にお答えをいたします。

まずですね、この条例を所掌している私ども総務課の立場ということで、従前より説明申し上げておりますので、ちょっと繰り返しになる部分あるかと思いますが、本町はですね今ほどありましたように、この条例の目的の一つ地域の活性化、子育て支援と教育環境を充実してですね、若い世代が暮らしてみたい、子育てしやすい町として新十津川に魅力を感じて本町に住んでいただきたい。まずは、この住んでいただきたいというようなことを主眼において、この条例、付議をさせていただきました。ライフステージに応じまして、若いうちには賃貸住宅、そして、定住というふうにつながっていただければというふうに願っているところでございます。

先般の町長の条例案の説明の中にもありましたように、この制度によって193世帯の方が定住ということになりましたが、このうちに町内での転居、町内にお住まいの方が新たに定住促進を使った方というのが83戸で全体の43パーセントという率でございました。

その転居前のお住まいの状況を見てみると、町内のアパートに住んでいた方が23世帯、町内での転居の方の28パーセント、3分の1の方がこういった賃貸住宅から定住というふうにつながって行って、ご質問の中にもあったように効果が出ているというふうに判断してます。

その地域の活性化、町内会等に参加しないというような問題は、私どもも承知しておりまして、町の住民活動の部分につきましては、住民課がいろいろと対応を皆さんと協議しているところでございます。こういった方々にアパートの家主さんに向けてのいろんな働きかけ等をですね進めて行って、今ほどのこのような問題を解決したいと町でも考えてございますが、詳細については、住民課長の方からちょっと述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（笹木正文君） それでは引き続き住民課長。

○住民課長（長島史和君） 7番議員さんのご質問に住民課としてお答えさせていただきます。

確かに今総務課長が申し上げたとおり、町内のアパートに若い方が住まわれた場合は、なかなか町内会に参加がされない傾向にございますが、区長さんとも連絡を取りながら進めているところでは現実的にはございますけれども、今回新たなアパートがといますか、マンションが建てられるということで、こちらに関しましてはオーナーの方とまた話をしながら、今の未加入に向けた形での方向性として確認を進めて参りたいと思っております。

加入に向けて前向きに進めてまいりたいと思っておりますことを回答させていただきます。以上です。

○議長（笹木正文君） 西内議員よろしいですか。

はい、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 条例の中とは少し離れてしまうかもしれませんが、ちょっとお伺いしたいと思うのですが、確かに家主さんやオーナーさんへの働きかけというのは住民課からしていただくということは、今お伺いしたとおりですし、転入される方に対しましても、転入窓口で住民課の方からいろいろな町内会や行政区へのつながる資料をお渡ししてということもされていることはよく分かっておりますが、今サポーター制度が廃止となりまして、区の中に入って行っていろいろな課題を解決するという方法は今無くなるところでございます。そういった中で先だって第6次総合計画を見せていただいた時に、地域

につながる絆を育てるような、コミュニティを大事にするような文章がありまして、住民活動としては行政区の提案事業の数を増やしていく、そこにそういった絆を求めていくような設定になっておりましたが、そういった時にサポーターのような役割の方が行政区と町をつなぐような仕組みというか、そういった取り組みということはこれからどのように考えられていくのかということをお伺いしたいと思うのです。

住民課は今度窓口になって区からのいろいろな相談は住民課が受けるということになりましたが、例えば、これから行政区の中でこれからのそういった新しい方々が増えていって、いろんな課題をつくっていく時に、オーナーさんだけにお任せするのではなくて、その行政区にも若い方が入っていきやすい、入りたいと思われる魅力的な区にする、町内会活動をするためにアドバイスというものは、きっとサポーターさんのような役割の方がしていくものかなというふうに思ったのですが、そういった地域を活性化させる、行政区活動を盛んにさせていくという取組に対しては、町の方ではそのサポーター制度廃止のあと、どのようなお考えをお持ちいただけるのかということをお伺いしたいと思います。

総務課の条例ですし、サポーターという住民課ですので、どなたにお聞きすればということになりますが、できれば理事者にちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 総務課の案件ではあるのですが、一度、住民課長の方から回答していただいたので、もしよければよろしいですか。

はい、住民課長よろしくお願いたします。

○住民課長（長島史和君） ただいまの7番議員さんのご質問でございますけれども、今後の地域コミュニティといいますか、行政区の活動という部分で、先ほども申しあげました住民課が窓口となってというところではございますし、また、区長連絡会議ですか、そちらの方でも区長さんとも連絡を取りながら行政区活動の支援金の部分の考え方等もお話をしながら、どういう形でできるだろうかと相談もかなり受けておりますので、そういった中で密な関係を取りながら、区長さんとは連絡を進めて参りたいと思っておりますし、また、区の中にとり部分で、区長さんからご依頼があれば担当職員が伺って、もろもろのご説明を伺うというのもそれに関しましてはご要望があれば行えるということで、まったくタッチしないというわけではございませんので、そこは本当に行政区さんと連絡を密に取りながらスムーズな活動が行えるように進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 副町長。

○副町長（小林透君） ちょっと私の方から補足的な説明をさせていただきたいというふうに思います。

委員会の中でもこのような案件についてご報告をさせていただいて、説明をさせていただいたという状況でございますけれども、今住民課長が言いましたとおり、しっかりと住民活動グループにおいて、その機能を持たせていくと。それでそれをしっかりと機能させていく体制を今整えているという状況でございます。

切り替えのタイミングというのは、こういうタイミングになったということでございますが、それで私ももしっかりと各行政区との協力体制、それから支援体制等をしっかりと組んでこれから進めていくというところでやっていきたいというふうに考えております。

それともう一つは、本年度第6次の総合計画の一つとしての地域福祉計画というのを今

策定中でございます。その中でも福祉的な面からもその地域のコミュニティの活性化だとかというようなことを進めていこうというふうに計画を策定しているところでございますので、そういった両面からもしっかりと地域の活力といいますか、その関係性を改善していったり、向上させていったりというふうにして努めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） いいですか。

○7番（西内陽美君） はい、よろしくお願ひします。

○議長（笹木正文君） また、担当の常任委員会でいろいろ検討してください。
ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第62号、新十津川町住宅耐震化等促進条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、新十津川町住宅耐震化等促進条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第63号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第7号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第64号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、令和3年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の上程、内容説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第12、発議第6号、燃油等の価格高騰対策及び国の農業予算や運用変更に関する意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、鈴木康裕君。

〔4番 鈴木康裕君登壇〕

○4番（鈴木康裕君） それでは、発議第6号についてご説明を申し上げます。

提出者は私、賛成者は記載のとおりでございます。

燃油等の価格高騰対策及び国の農業予算や運用変更に関する意見書ということで、このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおりに提出いたします。

朗読をもって説明に代えさせていただきます。一枚めくっていただきたいと思っております。

燃油等の価格高騰対策及び国の農業予算や運用変更に関する意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大により世界的に停滞していた経済活動が回復期に入ったことから、原油需要が拡大するなど価格上昇を続けており、今後一層の需要増大が見込まれています。一方、産油国は新型コロナウイルスの再拡大を恐れ、増産に消極的な姿勢にあることから、価格高騰に拍車をかけています。

そうした中、農業生産に欠かすことのできない動力機械や施設ハウスに使用する燃料をはじめ、各種生産資材（肥料、飼料など）や農業用施設は昨年より価格上昇を続けています。コロナ禍による需要減退から農産物価格が低迷しており、生産資材等の価格上昇は、生産を続ければ再生産可能な価格を下回る環境にあり、生産者の農業経営を圧迫しています。

一方、新規就農を支援する事業においては、来年度から「新規就農者育成総合対策」との名称に変わり事業内容が大幅に変更となりました。これまで全額国費負担で支援が行われてきましたが、地方負担が伴う事業内容となっております。このため、地方自治体の財源によって取り組みに差が生じることや十分な支援を受けられない就農者が発生する可能性もあり、これまで通り国の全額負担が求められています。

また、農水省は11月25日、来年度の水田活用の直接支払交付金について、過去5年間に一度も水張りが行われていない農地を交付対象水田から除外する見直し案を示しましたが、農業者や国会議員らの反発もあり、30日に過去5年間から今後5年間へ内容が変更されました。しかし、北海道では過去の減反政策に基づき、主食用米以外の作物への作付に協力してきた経過にあり、唐突な運用変更は現場の混乱や今後の営農計画に支障を来す恐れがあります。

については、食料の安定供給と農業の持続的発展を図るため、燃油等の価格高騰対策、水田活用の直接支払交付金などについて、万全な政策を講ずるよう強く要望します。

1として、燃油や生産資材等の価格高騰対策について。

農業用に使用する軽油については、昨年より価格上昇が続いているほか、園芸農家では冬期間において施設ハウス用の燃油使用量が増加することから、価格上昇分を補てんする対策を強化するなどの価格高騰対策を講ずること。

燃油価格高騰に連動して、石油製品をはじめ各種生産資材、肥料、飼料等に加え、農業用施設等の価格も高騰し、農業経営を圧迫していることから、農家負担の軽減を図る対策を講ずること。

2、新規就農者育成総合対策の地方自治体負担の軽減について。

新規就農者育成総合対策については、新規就農者や後継者などの円滑な就農が促進されるよう、十分な予算を確保すること。

また、来年度からは、これまでの全額国による財政負担から、地方負担が課せられる内容となり、限られた地方自治体の財源によって取り組みに差が生じる可能性があることから、引き続き国が全額財政負担をすること。

3、水田活用の直接支払交付金の運用並びに交付対象の見直しについて。

来年度の水田活用の直接支払交付金については、十分な予算を確保するとともに、農水省が11月25日に過去5年間に一度も水張りが行われていない農地を交付対象水田から除外する見直し案を唐突に示し、30日には今後5年間へと修正されたものの、これまで国の減反政策に沿って生産調整に協力してきた稲作農業者にとっては納得がいかず、急な政策転換は生産現場を混乱させ、経営難や荒廃地の増加などにつながりかねないため、慎重な対応をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月17日。

北海道樺戸郡新十津川町議会議長、笹木正文名でございます。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛てでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号、燃油等の価格高騰対策及び国の農業予算や運用変更に関する意見書は、原案のとおり可決されました

○議長（笹木正文君） 日程第13、発議第7号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書を議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

4番、鈴井康裕君。

〔4番 鈴井康裕君登壇〕

○4番（鈴井康裕君） それでは発議第7号の説明をしたいと思います。

提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書でございます。

このことについて、地方自治法第112条及び新十津川町議会会議規則第14条の規定により裏面のとおり提出をいたします。

裏面をご覧ください。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書。

北海道内では、定期的に行われている海洋観測モニタリングのデータや、ブリ、マンボウなど南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が、漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化、海水温上昇の原因の究明が急務となっています。毎年、その被害状況は増しており、サケ、サンマ等が減少し長期的には、昆布の水揚げも激減してきている。

北海道を代表する秋サケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え地域の活力を削ぎ、地域の衰退を招きかねない。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価安が、更に水産漁業者の不安を増幅させている。また、今年9月以降赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシヤモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせている。

よって国においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望するものであります。

1として、カーボンニュートラルの実現を着実にを行うこと。

2、海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。

3、被害対策の策定と支援を行うこと。

4、長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。

5、赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。

6、コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

本日付けで、議長名で提出させていただきます。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣であります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（笹木正文君） 日程第14、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございますので、これを許可することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定をいたしました。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は、すべて議了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（笹木正文君） ここで、町長の方から発言を求められておりますので、発言を許します。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 皆さんこんにちは。議長のお許しをいただきましたので、令和3年第4回定例会終了に際し、貴重なお時間をお借りし一言お礼の挨拶をさせていただきます。

まずは、12月15日から本日まで開催されました第4回定例会大変お疲れ様でございました。この度、付議いたしました報告1件、議案7件、すべて原案どおりに可決決定をいただきましたことに感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、定例会の冒頭、議会議員として10年以上の永きにわたり地方自治の振興発展にご貢献されました功績が認められ、空知町村議会議長会から表彰を受けられました安中副議長、西内議会運営委員長に、この場を借りて祝意を表すところでございます。誠にありがとうございます。これまでの経験や知識を生かされ、更なるご活躍をご祈念申し上げます。

さて、今年を振り返りますと、昨年引き続きコロナに振り回された1年であったと思います。やっと感染者が減少し収束に向かう兆しが見える状況になってきたかと思いきや、新たにオミクロン株という感染力の強い変異株によって、再び罹患者が増えてくる恐れもあり、何とか国の水際対策によって食い止めて欲しいと願っております。

本町でのコロナ対策につきましては、予防対策や経済対策など状況や実態を考慮の上、必要に応じ予算措置をまいりました。

特に新型コロナウイルス感染症の解決の決め手と言われておりましたワクチン接種につきましては、町内医療関係機関の献身的な協力をいただき、また、町民の皆さん方のご理解とご協力の下に円滑に推進ができたと思っております。

しかしながら臨床研究の結果、ワクチンの予防効果につきましては、月日の経過とともに効果が低減することが判明しましたので、3回目のワクチンの接種を計画的に実施をしていかねばなりません。引き続きのご理解とご協力をお願いするところであります。

そのような中であっても本町の中心作物である稲作は、7月、8月の猛暑がありましたが、出荷確約数量の120パーセントとなる豊作となり、高品位米も多く、基幹産業を農業とする町として最高の喜びとなりました。改めて、たゆまぬ努力をされた農業者並びに農業関係機関の皆さまのご尽力に敬意を表するところであります。

次に、新庁舎の完成であります。

本年5月待望の新庁舎での業務がスタートいたしました。議場も従前の様相から一変し、町内産のトドマツに囲まれ温かい雰囲気がかつ空調の整った快適な環境となりました。職員の執務環境も大きく向上しましたので、私自身も含め、職員にはこの新しい庁舎に恥じぬよう質の高い行政サービスを提供することはもちろんのこと、笑顔を忘れず、心のこもった親切な対応で、気軽に相談できる潤いのある場となるようにと、庁舎移転にあたり指示をしたところであります。

その後、時より職場の様子をはた目から伺っていましたが、本当に爽やかに、心からの笑顔で町民の皆さんに接してくれている様子が見てとれ、本当にうれしく思いますし、町民の皆さんにとっても良かったのではないかと考えております。

さて、私を含め議員各位に与えられた任期は残すところ1年4か月余りとなりました。皆さま方におかれましては、昨年から続くコロナの影響で思うような活発な議員活動ができず歯がゆい思いをされているのではないのでしょうか。

私が折りに触れて議会と行政の理想的な関係性、あり方について話をさせていただいておりますことはご承知のことと思います。まちづくりを進める根幹は、行政側から議会側に適切かつ必要な情報を提供する。そして、議員各位と議会や委員会の場で前向きな議論を交わし、話し合いを十分に尽くした上でお互いに目標を共有し、意思疎通を図っていくことこそが民意を背負っている私達の責任でありますし、まちを活性化させる原動力になると考えております。

あまりこういう話を引き合いに出したくはありませんが、時を少し戻して3年前の議員定数等調査特別委員会の内容を思い起こしていただければと思います。当時、いらっしやらなかった議員さんもおいでですので少し申し上げますと、議員個々がやりがいを感じ、安心をして活動ができる環境を整備する必要があるとして、議員報酬の増額についての決定がなされ、私にその提案がされました。報酬の改定は私の一存によることができませんので、報酬等審議会に諮問をしたところ、諮問どおりの結論をいただきましたが、その際、報酬等審議会からの答申に付帯意見が付されておりました。

すでにご覧になっているはずでありますし、議会においても条例改正案の提案説明をした際にも申し添えさせていただいておりますので、内容はご承知おきのことと存じますが、今一度朗読させていただきます。

本審議会は、議員各位が報酬等が住民の貴重な納税が基本にあることを再認識され、町民の議会活動に対する理解を深めるために、顔の見える活動を更に推し進めていただくとともに、新十津川町の発展と町民福祉の向上に尚一層ご尽力されることを心から願いますという内容であります。

残り少なくなった私どもの任期、どうぞ議会議員におかれましても、あの時皆さま方が目指した議会のあるべき姿とはどういうものであったのか、今一度振り返っていただければありがたいと思うところであります。

そして、お互い与えられている役割を精一杯やり遂げ、任期を終えた暁には、コロナの中で大変だったけれど大いに議論を交わし、町民福祉の向上やまちの発展のために充実した活動ができた、有終の美を飾ることができたと言語合えるようにしていこうではありませんか。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今年1年コロナのことに加え、異常気象かつ雨不足で農作物全体の品質低下、さらには各種団体のコミュニケーション不足など厳しい1年でありましたが、なんとか予定をしていた事業が計画どおりに進めることができました。改めて、議員各位の町制推進に対するご支援とご協力に感謝とお礼を申し上げます。大変お世話になりありがとうございました。本来であれば今夕、議会議員、監査委員の皆さまと理事者、管理職で町主催の行政懇談会を開催し、お礼の挨拶をさせていただき交流を深めさせていただくところ、新型コロナウイルス感染予防の観点から懇談会を中止とさせていただきました。

そのようなことから、町内経済への影響を少しでも抑制するため、お持ち帰りのオードブルと地酒の購入というスタイルとさせていただきましたが、皆さまにはご理解の上、ご協力をいただきましたことに感謝を申し上げます。

結びになりますが、新型コロナウイルス感染症のいち早い収束を切願し、来たる令和4年が町民の皆さまにとっても、議会にとっても、町にとっても素晴らしく実り多い1年となりますとともに、ご参会の皆さま方のご健勝、ご多幸を心よりご祈念申し上げ、第4回定例会終了に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（笹木正文君） それでは、第4回定例会終了に当たりまして、私の立場からも一言お礼を申し上げたいと思います。

町長の挨拶の中でもちょっと重複することがございますけれども、昨年、新型コロナウ

イルスというのが出現いたしまして、もう2年が経とうとしております。そして、この2年間、我々議会活動にも多くの制約を受けながら今年も1年が終わろうとしております。

そんなコロナの中でも5月には新庁舎への移転となり、この素晴らしい環境の中で議会運営ができました。そして、来年の春には、残りの工事がすべて完成して、町民の皆さんも便利で素晴らしい庁舎に足を運んでいただけたらと思っております。そして今年、その先駆けとして中学生議会がここで行われました。また、今回の定例議会においては、新十津川小学校の6年生が傍聴に来てくれました。

そのような中で我々議員もコロナにいろいろと翻弄されながらも、特に委員会活動では勉強会を含め委員会の開催回数を増やし、議員間討議に力点を置いてきました。また、議会全体、そして、個々の議員のオンライン研修を行いまして、議員としての資質向上の取組を行ってきました。

ただその中で一つ残念だったのは、議員の同志でもあります井向議員が病のため現在まだ議席に復帰されないことでもあります。来年の早い時期には完治して復帰の予定だということですが、一日も早く1番議員の席に戻って来て欲しいと心より思っている次第でございます。

先ほど町長の挨拶にもございましたけれども、今年これが最終の定例会となりますけれども、コロナ禍のため、議員、理事者、監査委員、幹部職員の間での懇談の席を設けることは叶いませんでしたが、来年は是非とも第1回目の定例議会ではコロナも完全に収束して、懇談会の場を皆さまとともに持てることを心から願っております。

今定例会も多少変速的な日程となりましたが、各議員の皆さま、理事者及び監査委員の方々、そして、職員の皆さまのご協力によりまして、すべての議案は予定どおり議了いたしました。本年もこのコロナ禍の中で議会運営が滞りなく進められたのも皆さまのおかげだと思っております。改めてお礼を申し上げます。

最後になりますけれども、開町132年を迎える来年令和4年が、我々も含め新十津川町民にとって平穏で明るい良い年であることを願っております。誠にありがとうございました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） それでは、会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和3年第4回新十津川町議会定例会を閉会をいたします。
大変ご苦労さまでございました。

（午前11時00分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員